

第七十二回国会 参議院大蔵委員会会議録第十六号

昭和四十九年四月二十三日(火曜日)
午後一時十九分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

補欠選任

高橋 邦雄君

高田 浩運君

中西 一郎君

山崎 竜男君

岡本 恒君

玉置 猛夫君

古賀雷四郎君

松垣徳太郎君

川野辺 静君

山崎 五郎君

寺下 岩蔵君

青木 一男君

中村 楨二君

船田 譲君

前川 旦君

西ヶ久保重光君

星野 力君

渡辺 武君

四月一日

辞任

補欠選任

山崎 竜男君

中西 一郎君

四月二日

辞任

補欠選任

沢田 実君

鈴木 一弘君

四月二十三日

辞任

補欠選任

高田 浩運君

木村 睦男君

渡辺 武君

加藤 進君

出席者は左のとおり。

委員長

土屋 義彦君

理事

河本嘉久蔵君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

委員

栗林 卓司君

青木 一男君

木村 睦男君

柴田 栄君

嶋崎 均君

松垣徳太郎君

西ヶ久保重光君

田中寿美子君

辻 一彦君

戸田 菊雄君

加藤 進君

野末 和彦君

福田 越夫君

柳田桃太郎君

松川 道哉君

杉本 金馬君

石井 亨君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省国際金融局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

外務省経済協力局外務参事官

本日の会議に付した案件

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。柳田大蔵政務次官。

○政府委員(柳田桃太郎君) ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国際開発協会は、昭和三十五年に設立され、開発途上国に対しまして緩和された条件での融資を行ない、その経済的、社会的開発の促進に大きな役割りを果たしております。わが国は、その原加盟国として当初出資を行なったほか、それ以後の三次にわたる増資の際にも応分の出資を行なつてまいりました。

前回の第三次増資は、同協会の昭和四十六年七月以降三カ年間の融資約束に充てる資金をまかなうものであり、予定どおり本年六月にはその金額が融資約束済みとなる見通しであります。このような背景のもとに、去る昭和四十七年九月の総会において、同協会の第四次増資が提案され、その後、関係国間で果次にわたる検討が行なわれ、その結果、本年七月以降三カ年間の融資約束に充てる資金をまかなうため、総額約四十五億ドルの出資及びその分担等に関する総務会決議案が採択され、直ちに総務会の投票に付されました。この決議案に対し、わが国は、本年一月賛成投票を行ないました。また、各国の投票も逐次行なわれ、本年一月三十一日に至り、所定の要件が満たされ、決議が成立いたしました。

ここにおいて、わが国といたしましては、同決議の定めるところに従い、同協会に対し新たに千三百四十四億七千二百万ドルの出資を行なうため、所要の国内措置を講ずる必要が生じたものであります。したがって、この法律案により、新たな

出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受ける旨の正式通告を行ないたいと考えております。

さらに同決議によれば、今回の増資は、少なくとも先進十二カ国が出資を行なう旨の正式通告を行ない、かつ、通告を行なった国の出資額の合計が三十五億ドル相当額以上となった日に発効することとされております。かりにその発効が本年七月以降におくれることとなった場合には、開発途上国の需要にこたえて国際開発協会が継続して活動し得るよう、増資が発効する前においても、関係国が同協会からの要請に基づいて出資を行ない、これを後日増資が発効した場合にはその出資とみなす措置がとられることも予想されます。

このような情勢となり、他の主要国がこれに必ずしも従う場合には、わが国といたしましても、この法律案の規定に基づき、必要な措置をとることも考慮しております。

なお、国際開発協会に対する出資は、国債で行なうことが認められておりますので、今回の出資も前回と同様、国債で行なうことを予定いたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(土屋義彦君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○辻一彦君 ただいま提案されました国際開発協会への加盟に伴う措置についての法律の改正について、これに関連しながら、開発途上国への経済協力、援助等のあり方などについて二、三点伺いたいと思います。

に對して経済援助、協力のいろんな約束をされてきたわけですが、おもなその国と、その金額、主要なプロジェクト、これについてまず御報告をいただきたい。

○説明員(石井亨君) まず、総理のアジア訪問の際の各国におきまして援助の約束されました額について申し上げますと、マレーシアに對しまして、わが国が従前から行なっておりまして円借款供与の第三次分として三百六十億円供与するという約束をされました。その中身、条件等は、今後両国政府の間で話し合うということで、目下まさにその交渉をやっております最中でございます。

インドネシアに對しまして、一九七四年分の、これはIGGI援助と申しまして、インドネシアに對する主要援助国が参加しましたマルチの援助国協議の会合でございまして、二億ドル。これは非食糧二国間援助の三分の一をわが国が負担するという趣旨で、二億ドルという額をコミットされました。

それから、LNGプロジェクト借款ということ五百六十億円。これは、本年三月十六日付で交換公文をすでに締結いたしました。

以上が、総理のアジア訪問の際におきまして約束額で、これが大体いまの二億ドルを円貨換算約三百円で換算いたしますと、約千五百億円ということとでございます。

それから三木特使がアラブ諸国を訪問なさいますときには、エジプトに對しまして、スエズ運河の拡張計画に對しまして三百八十億円、金利は二%、償還期間は据置七年、二十五年。三木特使の訪問の際は、具体的なコミットはそれだけでございます。

以後、小坂特使の訪問の際に、アルジェリアにおきまして、テレコム関係のプロジェクトの円借款百二十億円。それからヨルダンに對しまして、同じくテレコムプロジェクトを中心とする円借款として三十億円。それからスーダンに對しまして、これは一般的な円借款で、プロジェクトの

内容も確定いたしておりますけれども三十億円。モロッコに對しまして同じく三十億円。

それから中曽根大臣がアラブ諸国を訪問なさいますときには、イラクに對しまして民間借款及び政府借款合わせて十億ドルという一般的な約束をされて帰られました。で、これの内容につきま

しては、イラクの援助の内容が今後どういう内容になるかということ、全く今後のイラクとわが国との関係、それからわが国の政府と民間の援助の態様とか内容の詰めの問題でございまして、したが

いはしまして、金額的に現在イラクにつきましても、かほどという事を明らかにすることはでき得ませんが、中近東全体といたしまして、先ほど申し上げました三木特使、小坂特使のお約束の金額を合計いたしますと六百六十億円ぐらいになる↑でございます。

したがいはしまして、それを全部合計いたしまして、いまの二億ドルのあはれはございまして、約千五百億円とそれから先ほどの約六百六十億円というところで、約二千二百億円程度ということに相なるわけでございます。

○辻一彦君 まあ、田中総理のほうの分も報告いただいたので、それはけっこうですが、そうしますと、イラクのほうはこれはまだはつきりしないというところで、大体見通しとして、あるいはいまの話し合いの過程から、どういう見当がついていますか。

○説明員(石井亨君) これは現段階としましては、十億ドルの内訳はいかほどということとは全くわからない段階でありまして、イラク側の具体的なプロジェクト自体の全貌がまだわかっておりません。ただ、条件といたしまして、民借とそれから政府借款と合わせまして、平均の金利が五・二五%という一般的な約束がございまして、その辺をある程度勘案してきめなければならぬというところでございます。ただ、具体的な数字は、先

ほど申し上げましたような理由で、先方の持つておりますプロジェクト全部がまだはつきりしたわけではございませんし、全く今後の問題というふ

うにわれわれは考えております。

○辻一彦君 イラクの十億ドルというのは、いまの御説明である程度わかりますが、三百円に換算すれば三千億に当たるわけだし、総理と、それから三木、小坂両特使の分で全部合算して二千二百億、それをさらにオーバーする金額になるわけですね。そういう十億ドルが、何かばく然たる約束のような形でなされていくというところが、ちょっと理解しにくいのですが、その間のいきさつはどうなっているのですか。

○説明員(石井亨君) これは、対アラブの外交政策全般の問題がまずございまして、これは政治問題その他ございまして、その一環の問題として経済協力問題がございまして、

イラクそれからエジプト等は、中でもそういう外交政策の面からいまして最重点国ということ、一般的に、政治的にも経済的にも重視しなければならぬという点はございまして、た

それからまた、一般的にわが国の石油確保という問題ももちろんございまして、それからそれに関連いたしまして、わが国の関連の産業物資の輸出ということにもつながるわけでございます。

一般的にそういうからみで、イラクとの話し合いというものを中曽根大臣がなさってこられたわけでございます。特にイラクに幾らということにつきましては、どういう深い理由があるかというところを御説明はできませんけれども、一般的に、いま申し上げたような一般的な政策の中でこういう結果になったということでございます。

○辻一彦君 また別の機会に、通産大臣や外務大臣にお伺いすることにします。

そこで、大蔵当局にお伺いしますが、三木副総理やいまの中曽根通産相、小坂特使の借款援助の約束ですね、これは中近東、アラブにおける石油資源の確保という観点からなされていると思われ

て考えておられると思うのですが、そういうように理解をさせていただくのかどうか、ちょっと念のために伺いたいと思ひます。

○政府委員(松川道哉君) ただいま辻先生から御指摘のございましたアラブ関係のいろいろの借款、そしてまた総理が東南アジアを歴訪されましたときの借款、これらのものの相当の部分は、ただいま御指摘のように、石油危機を迎えて、その資源の対策をどうするかという、非常に差し迫った国内の資源確保体制整備の要請を背景にいたしまして行なわれたものでございまして、先ほど石井参事官からの御説明では、新しいお約束のほうだけはずっと説明されましたが、たとえば総理がタイを訪問されました際に、それまでタイにございました借款の条件の一部を緩和する。これは、まだ使用しないで残っておりまして借款につきま

して、金利を〇・五%ないし一%、これは基金の分が〇・五%で、輪銀の分が一%でございまして、これを引き下げたという事実がございまして、これはただいま先生が後段のほうで御指摘になられました日本の援助の姿勢、援助の条件、そういうものに対する反省を背景にしながら行なわれたものでございまして。

○辻一彦君 そうすると、この二つの――二つというのには総理の約束、それから各特使の約束ですね、これはもうどうしても守らなくてはならないという中身になると思うのです。そこで、国際収支の基調というものが、現在かなり大きな赤字になっている。その中で、四十九年度の国際収支の赤字というものがどういふふうに見通されるのか。

それからそれと並んで、全般的に赤字基調というものがかなり強くなる中で、かなり大きな金額になります。こういふものを約束の期限内にきちんと実現をさす、約束を果たす見通しがどうあるのか、この点についてお伺いをしたい。

○政府委員(松川道哉君) 最近の国際収支の基調が、いわゆる赤字基調の様相を呈しまして推移いたしておりますことは、御案内のとおりでございます。

ます。

しからば、どの程度の赤字かということになります。私どもも去る一月に予算を国会に提出いたします。同時に策定いたしました経済見通しの中に繰り込まれておる国際収支の見込み、これが現段階でも、公的なものとしては、この見込みに立っているわけでございます。その内容は、經常収支において四億五千万ドルの赤字、長期資本収支において四十四億ドルの赤字、したがって、合計基礎収支において四十八億五千万ドルの赤字と、かように相なっております。しかしながら、その後の推移を見ますと、輸出も当時見込んでおりましたよりは、値段の高騰などがございまして、金額的に伸びております。しかしながら、他方、輸入のはうは、輸出よりもさらに早い勢いで伸びております。したがって、現段階で、一月につくりました見通しを振り返ってみますと、輸出、輸入とも控え目の数字ではなかったか、この赤字も、当時見込みました經常収支の四億五千万ドルの赤字というものが、これよりも若干大きくなるのではないかと、このように考えております。

そこで御質問の第二段でございますが、このように赤字基調のときに、このように多額の対外援助の約束が果たせるかという点でございます。これにつきましては、ひとつ御理解をいただきたいのでございますが、経済協力の関係は、これが日本からの物の輸出でまかなわれます限りにおきましては、国際収支に対しては、長期的には中立的な関係になります。と申しますのは、日本から物が出ていく、その見返りの代価がすぐに入らないという形でございまして、先ほど、総理大臣、三木副総理以下いろいろの約束をしてお帰りになされたことが説明ありましたが、このうち、インドネシアのLNG借款につきましては、これに要する機材が、あるいは日本でできないこと、その他の事情がございまして、いわゆるひもつきにはなっておりません。しかしながらほかのもの、すなわちアラブの諸国に対しては供与を約束いたしましたものは、全部タイドローンでございます。こ

れは金額が非常に張ること、それからまた、この受け入れ国が、日本からその品物と一緒に技術も受け入れて動かしたいという要望があったこと、その他の事情がございまして、これらのものは、日本から物が出ていく形で実行されることに相なります。したがって、国際収支の基調が赤字でございまして、この約束を果たす上には障害にならないというのが実情でございます。

なお、金額的に非常に張りますが、その大部分は、いわゆるプロジェクトローンでございます。数年間にわたって支出されていくものでございまして、そして現在の国際収支の赤字基調、これは私どもでもできるだけ早く均衡に戻したいとは思っておりますが、あるいは二、三年の年月を要するかと存じます。しかしながら、このアラブ諸国に対する約束とは、それよりももう少し長い時間的な経過を要するのではないかと思います。それこれ考えあわせまして、現在の国際収支状況が、総理をはじめ各大臣のお約束になったことを実行する上に妨げになるようなものではないということをお断りいたします。

○辻一彦君 ちよつといまタイミングの、ひもつきの問題が出ましたので、私あとに思ったんですが、いま問題が出ておりますから、これについて若干お伺いしたいと思ふんです。

対外援助計画といいますが、経済協力については、ひもつきをなるべく避けてやっていくという、こういう方向が海外協力といいますが、経済協力の方向として望ましいというところは、これはまあ国連や、あるいはこの中のいろんな委員会においても十分議論をされている方向ですね。そういう方向を歩み出したわが国が、再び国際収支の赤字という点から、ひもつきというほうに変えようとする。これはまあこの経済協力援助のあり方といいますが、あるいはいろいろな形で東南アジア等に過去における経済協力、援助のあり方からいろいろな出てくる問題点、こういうものを考えると、この方向というのは望ましくないと思ふますが、これをどうお考えになっておるか、この点若干詳しく

くお伺いしたい。

○政府委員(松川道義君) わが国が、経済協力を進めてまいります上において、いわゆるひもつきをやめてアンタイング化していくという方針を立てておりますが、この基本方針は、現在でも変わっておりません。すなわち、わが国は、ただいま御審議いただいております第二世銀に対する出資もそうでございますが、各種の国際機関に対する出資や拠出につきましても、すでにすべてアンタイング化をいたしております。そしてまた、二国間の借款につきましても、できるだけひもつきでないものにしたいということで、すでに現在にアジア諸国に対しては、私もLDCアンタインと呼んでおりますが、開発途上国が、物の供与をするなどの場合には、その国からも買っているというところで、ひもつき廃止の第一歩をすでに踏み出しております。

そこで、ただいま辻先生が御指摘なさいましたような、われわれの基本方針が変わったのかという御懸念でございますが、これは三木副総理がアラブ諸国をお回りになってお帰りになされたところから、私どもの方針が変わったのではないかと、うわさが流れ、またそのような誤解が生じた。これはただいま御説明のございましたアラブ諸国に関する種々のプロジェクトにつきましまして、ひもつきにするということをやめたことが、その原因であつたろうと思ふ。そこで、このひもつきにするということをやめた理由は、先ほども申し上げましたが、相手国もわが国の工業力や技術力を活用した援助がほしいということに要望しておりましたこと。それからまた、金額が非常に大きくなって、これをもしわが国からの調達ということにならぬと、よその国からの調達ということになりますと、これはどうしてもわが国の国際収支に対する影響が大きいということ。それからまた、資源確保と申しますか、そういった考え方が、結びついておりました。日本以外の国におきましても、そのような動機に基づいて、資源確保をす

る場合には、必ずしも従来のような考え方にとらわれないで、いろいろな取引をやっております。そういうことから見まして、このアラブ諸国に関する経済協力についてはひもつきをやっているといふ点ではないか、またそれが受け入れ国のほうの要望にかなうのではないか、こういったような考えから、この一連の案件につきましては、日本からの物の輸出と結びつけた条件にした次第でございます。

なおもう一つ、国際機関におけるひもつき廃止の議論でございますが、基本的にそういう考え方があるわけでございまして、累次会議が持たれております。まあその中で最も私も期待をしております。また各国が精力的に動いておりますのは、OECDの中にございましてDACというのがございまして、開発援助委員会でございますが、この中で、先進国間相互の間でも、ひもつきを廃止して、アンタイング化しようではないかという考え方が起こりまして、特に昨年の秋から、そのような議論を進める手はずになっておりました。ところが、御案内のとおり、昨年の秋おそくなりましてから、いわゆる石油の危機が起こつてまいりまして、この影響は、ひとり日本のみならず、西欧諸国でも相当影響を受ける国がございまして、そこで、この石油危機の動向、そのおさまる方、こういったものを見きわめないと、なかなかひもつき廃止という決定を、公的に確立することはむずかしいという国が出てまいりまして、そのDACのアンタイングのスキームをつくる作業というものは現在一時停止いたしております。これは今後の国際情勢全体の推移を見ながら、またそのような作業が復活されるのではないかと考えております。

○辻一彦君 部分的に一步前進をしているということですが、開発途上国の製品も同じように買入れるとした場合に、やっぱり国際入札になりますね。入札になれば、どうしても工業先進国の方が国と、現地の開発途上国が入札をすれば、なかなかその入札の中身として応じられるという点、落札するということは非常に困難だ。そういう点

で、部分的に一步前進といつても、実質的に一体どのくらいそれが前進するのかわかるということが一つですね。それについてまず伺いたい。

○政府委員(松川道義君) 現在すでにアンタイングを実施いたしました案件は十一件ございす。そこで、ただいま御指摘のように、LDCアンタイングをつけますとどういふことになるかという御指摘でございますが、たとえばセメントであるとか、そういった基礎資材、そのようなものにつきましては、近隣の開発途上国から入れるほうが安くつく、また供給が円滑に行なわれるという事情がございます。ただ、ある場合には、受け取り側の開発途上国が、日本からのひもつきのほうがベターだといふ場合がございます。これは意外とお思ひになるかもしれませんが、ひもつきを廃止いたしましたアンタイングにいたしますと、国際競争入札をやらなければいけない。そういたしますとその手間やひまが非常にかかる。自分のほうでは非常に急ぐから、全部日本からくれないかという要望が出てまいります場合もございます。私、これを申し上げますのは、必ずしも全部がそうだといふわけではございませんが、そういう場合もございます。全部一律にLDCアンタイングならそのほうが受け入れ国が喜ぶであろうといふのは、必ずしも当たらない場合があるといふことでございす。

さらにもう一点、御指摘のLDCの国々が、先進工業国と競争すると必ず負けるという心配があるのではないかとございす。この点につきましては、LDCからの調達につきましては、若干高い場合でもそつちを優先してもいいではないかという考え方がございす。これを私も各国と話しましたときには、プレファランスマーチンと呼んでおりますが、そういうところに優先させてもいいマーチンを設けようではないかといふことで、

全部一律にそうなっているという段階にはまだなっておりません。

○辻一彦君 いろんな特殊な事情があるでしょうから、ひもつきのほうがいいところもあるでしょう。しかし、全般的にいうと、ひもつきというのは評判が悪いので、いま各国もなるべくこれを軽減するようにしてゐる。たとえばアンタイングですね。これで割合が最も高いのはスウェーデンの九六%、西ドイツの七九%、こういわれておりますね。わが国の場合は、ひもつきのほうが八九・八%で、DAC加盟国中の十四位である。加盟国は十六カ国ですが、これにECを加えて十七カ国になるわけですが、そういう意味においては、非常にこのひもつきが多いといふことになりすが、この数字について、最近もつと新しい数字がございすか。

○政府委員(松川道義君) ただいま辻先生が御指摘になりましたのは、一九七二年の数字かと存じます。七三年につきましては現在作業中でございまして、年央ぐらいにならないとわからないのではないかと存じます。

○辻一彦君 であれば、七二年が公には一番新しい数字と、こういふことになりすね。そうしますと、十四番目ということは、これはやっぱりあとから勘案したほうが——二、三番目ということですから、ずいぶんひもつきが多いといふこと。しかも、こういうことは、田中総理の東南アジアの歴訪を通して、各国においていろんな形で批判が私ははつきりと出たと思ふんですね。こういう数字を見て、各国に比べて非常に低いわけですが、これを高めるためには、部分的なものをさらに一歩進めて、もつと積極的なひもつきをなくしていくと、こういうことが大事だと思ひますが、この点見解いかがですか。

○政府委員(松川道義君) 先ほど、わが国の実例が十一あると申し上げましたが、そのうち四十七年、すなわち一九七二年以前のものはわずかに一件でございす。四十八年、すなわち一九七三年中に六件、アンタイングの援助をやっております。

ことし、四十九年に入りましてから、現在四月でございすが、すでに四件出ておるといふのが実際でございす。したがって、一九七三年以降になりますと、このアンタイングの比率というのはだんだん上がってくるのではないかと存じます。先ほど説明をいたしました中近東関係の特殊なものを除いた一般の経済協力だけをとってみれば、このアンタイングの比率は上げていく、そしてまたアンタイングを進めていくといふのが、私どもの基本方針でございす。

○辻一彦君 それでは、西ドイツ並みぐらいなところまでこのアンタイングを引き上げる、そういうめどは一体どのくらいに置いておられますか。

○政府委員(松川道義君) 私どもこのアンタイングの問題、そしてまたほかの援助の条件の問題、そういった点、すべてを含めまして、なるべく早い機会に西欧並みのところまで上げていきたいといふことを心から切望いたしております。しかしながら、私どもが先進工業国の仲間入りをする、そしてまた開発途上国に対する援助を始めることになったその歴史が、西欧の諸国に比べてまだ非常に短い。そしてまた、わが国の経済成長が西欧諸国に対して比較的前進したために、その一%の援助をするという量的なほうの約束を果たすのに非常に急でございまして、なかなかその質的な面においては、西欧並みのところまでいっておらないといふのが過去における実情でございす。

そこで、これから将来に向かってどうかということでございますが、私ども、なるべく西欧並みのところへ持っていくといふことを希望はいたしておりますが、現在のよう石油の問題から派生いたしました、種々国際収支上にも問題がございすし、さらにまた、わが国の財政全体から見ましても、産業指向型から福祉指向型へ変わっていくといふことで、その配分にもむずかしさが加わっております。それやこれや種々の事情がございすので、着実にそのほうへ向かって進んで

いきたいといふことは申し上げることができ、また、それがたいわねわれの方針であるといふことは申し上げられますが、しからばいつの時点になればいいことになりすか、なかなかはっきりした時点が申し上げられないというのが実情でございす。

○辻一彦君 大体説明はわかりましたが、次官にちよつとお伺ひしますが、これは東南アジア等に対する経済援助のあり方として、ずいぶん批判が出たところであると思ひます。半歩、少しずつ進んでいるといふことはわかりすが、この速度を速める必要があると思ひます。で、いまアラブや石油資源確保の点については、再びアンタイングといふのが復活いたしますか、強化をされていくと、こういう点がありますか、やはり協力を受けるほうといひますか、相手国のほうは、いままでの批判がやはりまた強くなるのじゃないかと思ひますが、具体的な数字を年次におけるめど等をつけて、こういう数字を急速に早く引き上げると、こういう努力は必要だと思ひますが、そういうようなことを検討される考えはないのですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) 援助の種類と性質によつてタイプにするか、アンタイングにするかを考えて、やはりあくまでも援助を受ける国本位にこちらが考えて、そのときの判断をすべきものと思ひます。その中で、一律に全部アンタイングがいいといふふうには私は判断をいたしておりません。しかし、相手国からアンタイングにしろもらったほうがいいというふうなものを、さらにそれをタイプに持つていくというふうなことが行なわれますれば、従来どおりエコノミックアニマルといふようなことをいわれる一つの原因をつくることとございすから、敢て慎むべきことであらうと思ひます。そういうことで、やはりわが国の外交政策、経済政策、貿易政策の一環として、常にそういった、私がいま申し上げましたような配慮をしながら、この方針をきめていくべきであらう。全部アンタイングにしたほうがいいとは私は考えてお

りません。

○辻一彦君 私も、さつき局長のお話のように、ひもをつけたほうがいいという御希望のあるところもあるのですから、そういうところまで無理にひもつきなしにすることは無いと思うのです。しかし、心理的に考えますと、やはり協力を受けるほうからすれば出すほうがひもつきにしたいといううような、こういう考え方をしている中で、いや、それをやめてくれということは、なかなかやっぱり言いにくい点も私はあり得ると思うのです。だからそういう点も十分考えて、拡大を著実に伸ばしていくように、ひとつ答弁のように努力をお願いしたい、こう思うのです。

そこで第二の問題として、いまのところ、かなりなこういうタイミングというものが必要であるとしても、資材が、そうすればほとんど日本から買うことになるわけですね。そうしますと、日本のインフレと物価高、資材の高騰というものは、こしはばくらの間にものすごい速度で進んでいる。そうしますと、国際入札でそのお金を、借款を自由に使えるということであれば、物価がそれほど上がっていない、あるいは生産資材がそれほど上がらないところから入れるということも可能ですが、ひもがついていけば、これは日本から入れる以外にない、そうすれば非常に高くなった生産資材、こういうものを買わなくちゃいけません。そうすれば、予定された、あるいは約束された金額では、計画されたプロジェクトというものが完成できない、中途はんばになる、あるいはプロジェクトを縮小せざるを得ないと、こういうことがおそろしくこれから起こってくると思うのですが、これについて実態と、どうお考えになっているか、この点いかがですか。

○政府委員(松川道哉君) まず、指摘したいところは、先ほども申し上げましたが、この種の非常に大型のプロジェクト援助になりますと、この現実の遂行には三年とか五年とか、あるいはそれ以上の年月を要するというになります。したがって、約束をした時点ではその総額が表

へ出ますので、非常に大きい感じを受けるのでございしますが、これが経済の実態に与えます影響は、ある程度分散されて日本経済の生産力の上にかぶってくるわけでございします。そこで現在のような状況、そしてまた特に最近のように、コストアップの要素がふえてきたのではないかとと思われるような段階になってまいりますと、こういう経済協力をするにによって、さらに日本の物価を押し上げる要素になりはしないかという御懸念が出てくるのはまことにごもっとものことだと思ひます。

そこで、現在日本の経済全体がどういうふうであるか、そしてまたその中に、こういった追加的な需要というものはどのような影響を持つかという点は、十分検討されなければならぬ問題であると思ひます。

ただ、現在わが国が置かれております状況から申し上げますと、いわゆるGNPの規模におきましても、自由世界第二の大ききでございします。それやこれやを考慮合わせますと、ただいま申し上げましたようなプロジェクト援助の総計が、数年間に分かれてこの上に追加されるようなことがございまして、このために特に日本の物価に悪い影響を及ぼすことはないかと考えます。

また、ひとつ見方を変えまして、これはその原因でなくとも、日本の物価が上がっていかばどうなるか。いたずらに援助受け取り国に高い援助を押しつけることにならないかという御懸念もあらうかと思ひます。その点につきましては、極端に日本のコストがアップして、対外競争力が弱くなりますような場合を頭に思い浮かべてみますと、そのような場合には、非常に大きいプラントの、ある部分は、また第三の国からの輸入したものに よってそれを組み込んでいくとか、そのようないろいろな知恵が働いてまいりましようし、また経済構造も、そのような形へ動いていくのではないかと考えられます。ただ、現在われわれがやっております経済政策、これが順当に行なわれますなら

ば、そのような事態を迎えることなく、日本のプラントが他国に比して格別高いという非難を受け入れ国に与えることなく、円滑にこの経済協力が実施できるのではないかと考えております。

○辻一彦君 いや、私は、この海外援助が日本の物価に与える影響云々と、こういう問題よりも、現実には日本の物価がどんどん上がっていくと。だから、生産資材というのは、日本国内の公共事業を見ても、二年ほど前にきめた事業費では、ほとんど五年後にはやり得ないという状況になっていすね。同様に、わが国だけしかその生産資材を向こうの国が受け入れることができないとすれば、高くなった生産資材を入れておいたのでは、初めにきめた約束の金額では、とうていそのプロジェクトを完成することができないのではないかと。そうすれば、これはこのプロジェクトを縮小するか、あるいは中途はんばにするか、あるいは援助額をふやすか、何らかを考えなくては約束したことが実現できない。それができなければ、また約束をして実際はできないと、こういうことで、せつかくの努力がこれは全部元も子もなくなる懸念がある。そういう点で、急速に上がるわが国の物価高の中で、生産資材が上がっていく、それに對してプロジェクトが完成できないとすれば、援助をふやすとかそういう——どういふことを考えておられるか、この点を伺いたいという事です。

○政府委員(松川道哉君) 基本的に、繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたように、わが国の物価がそのような上がり方をせず、約束した金額の中で、当初予定されたものができるように政策運営を持ってまいりたいと考えております。しかしながら、不幸にして、ただいま辻先生が御指摘になったような事態が起こりますれば、そのときは、安易に流れることは許されませんけれども、ケース・バイ・ケースで十分検討して、約束は約束として守るという基本的な態度を持つていかなければならないと思ひます。現実の問題といたしまして、ビルマの石油の精製所の建設で、当初百十六億円という予定で借款供与を約束

いたしましたところ、その後の値上がりによりまして、追加借款を供与した例がございします。

それからまた、国際機関におきましても、ある程度のルールはございしますけれども、極端に物価が上がった等の場合には追加ローンをすることがございします。私どもも、したがって、極端な物価騰貴等でも絶対当初の金額でやるんだとか、まあそれに固執するあまり、かえって受け入れ国の反感を買うようなことがございしますれば、これは全く心外のことでございますので、そのようなことのないよう努力するとともに、万不幸な事態が起これば、検討するということを考えていきたいと思っております。——ただいま、ビルマの例がすでに終わったかのように申し上げましたが、ただいま交渉中でございますので、その点訂正させていただきますと思ひます。

○辻一彦君 これはある新聞にも出ていましたけれども、小さな例ですが、スリランカに訓練用の漁船一隻を無償供与を約束したと。これは九千五百万円。ところが、漁船の単価が上がってとてもどうもならぬ、こういうことで、この三月末に六千万円を追加したと、こう出ているのです。これは非常に小さい例ですから、こういうことも可能だと思ひますが、そのほか、各国におけるこういうプロジェクトに対する問題点がたくさん出ていると思うんですが、代表的なものをちょっと御報告をいただきたい、わかっておれば。

○政府委員(松川道哉君) ただいま御指摘になりました例は、外務省のほうで直接やっておりますケースでございますので、外務省のほうから御説明いただきますと思ひます。

○説明員(石井亨君) ただいま辻先生のおっしゃいましたケースは、スリランカのケースでございますが、これは無償資金供与のケースでございます。で、一つ問題なのは、正式に約束したあとで、そういう事態が起きて、それを約束自体を修正するかという問題と、それから、予算を一応計上しましたけれども、それが相手国との約束をする前にそういうその修正が必要になって、どうしても

必要だということで、相手国との約束自体を、われわれの最初の計画よりもふやして認めざるを得ないというようなケースと、二つあります。したがって、その約束をする前の場合ですと、これは辻先生のおっしゃいましたような、相手国のほんとうの要請、これを完成するという観点から政府内部で財政当局と十分調整の上、それを、どうしてもその規模を縮小するとか、しないとかというところにひっかからないような、たとえば訓練船をやるという場合は、この目的のために何トンの船が必要という場合は、これを少しトンを減らすというように、これも不可能なので、大体、何としますが、見積もりが妥当であるということを確認して、その当初の予算をふやして相手国の要請に沿うというようにやっております。これが先ほどおっしゃいましたスリランカのケースでございます。

そういうケースは、あと、無償資金供与の関係では、インドネシアに対して訓練用、沿海漁業訓練船、これの供与というケースがございますが、それについても起きておりますが、これもそういう方向で検討しております。

○辻一彦君 たとえばインドの肥料工場、ビルマのさつきの製油所、バングラデシュの深井戸とか、幾つかの例がずつとあるわけですね。この漁船の話はたいへん小さいけれども、パーセントから見ますと、九千五百万の予定が、六千万追加ということでは、六三%高くなったので追加したということですね。それぐらい追加しなければ、資材が上がる場合には、約束は果たせないということが私は起こってくると思うんです。そこで、外務省のほうではそれはケース・バイ・ケースで相談しながらやるにしても、財政当局でこういう約束をした中身は、何としても実現させるために、資材が上ればそれに応じたスライドをとるとか、こういうことによってプロジェクトが完成するようになり、約束を守るために十分な努力をするのか、あるいはもうそれはしょうがないから、プロジェクトを縮小して、規模を小さくして、前にき

めた金額に大体合わせるようにするというのか、この点は一体大蔵当局どう考えておりますか。私は、やはりこういう約束は、何としても追加をしても守らないことには、もともと悪い結果をかねておぼろげに予感するところになるんじゃないか、こういう懸念を持っていますが、その点いかがですか。

○政府委員(松川道義君) 私どもがいわゆる借款でローンを供与しております場合には、現実の問題といたしましては、金額をきめるケースのほうが多々ございます。と申しますのは、これとこれとの仕事を必ず仕上げるための援助をする、そういうやり方に対して、あるいは何億ドル相当のものであるとか、あるいは何億円であるとか、そういう形で金額をきめることが多くございまして、そこで、値上りによって仕事ができなくなつたという場合に、その金額できめられましたときに、これだけの金額であれば、かくかくしかじかの仕事ができるという腹づもりを受け入れ国がしております場合には、その目算が狂つてきてできなくなつたというように場合が生じます。これが、第二次借款であるとか、追加借款であるとか、いろいろな形で、ある国に二次、三次にわたつて借款が行なわれます場合には、そのような調整もなされておりますし、それからまた、それが全然足りなくなつたから追加してくれということでは、金額を一部ふやすこともなしとはいいたしません。ただ原則として、金額でお約束した場合には、その金額の中でできることをやっていたのだとてございまして、しかし、ただいま先生が御指摘のございましたように、ある約束の中身が、はつきりしたものでございまして、その約束したことができるように、その約束の違反にならないようにいたすのが、これは私も外務当局と全く変わりがなく、私もそれは責任であると思っております。

○辻一彦君 アラブ諸国にかつて日本の有力な政治家が行つて約束をして、それが実行されなかつた。こういうことが非常に大きな不信感を買つて

まいつたと、こういうことも聞いておりますが、やはり約束したことをきちっとやるということが何としても大事じゃないか。その点で、金額だけきめたんだから、あとはこの金額に合わせて規模を縮小すればいいというんじゃないか、金額をきめれば、きめる過程は、おそらくこういう工場をつくる、だからこれに要する経費というのは、計算すればこれだけかかるから、これだけの何億、何百億のお金が必要と、こういうことで計算されると思うんです。だから、物価が上がってなければ、その問題はいいけれども、いまのような速度で何割も上がっていくとすれば、非常に金額に合致してやるならば小さいものに、規模縮小になつてしまふ、これではやはり約束が果たせないと思うんです。それでは日本の信用といいますが、対外協力に対する信用というものをやっぱ弱くしていく、こういう点で、無理をしても、私はスライドをして約束に合致するようないという決意を財政当局は持つてもらいたいと思うんですが、この点次官いかがですか。

○政府委員(柳田桃太郎君) お説のとおりでありまして、一つのプロジェクを完成するということを前提として、経済援助をする場合には、途中で物価が値上がりすれば第二次、第三次というような追加が行なわれるのはこれは当然だと思つております。いままで幾らかその点について、次の交渉が長引いたというようないこともないわけでありまして、しかし、たとえばダムをつくらうというときに、ダムが三分の二できて三分の一だけ残る、ダムとして完成しないというふうなもの、そのまゝ見送るようなことはいまだかつてないわけでありまして、必ず完成させるというふうに努力をすべきものと思ひ、今後ともそうしてやうに努力をしようと思ひます。

○辻一彦君 まあ努力はしているということはおわかりますが、ちよつとこのぐらいたはずれに資材が上がりまふと、なかなか約束したことが簡単にできなくなるといふような懸念が十分にあるので、そういう生産資材の高騰に伴う問題について

は、スライド的にこれを十分考えて、約束を果たせるようにこれはぜひやってもらいたい、こういうふうに思ひます。

それから四十八年度における政府開発援助の実績ベースは、四十七年度は聞いていますが四十八年度は幾らになっているか。それからGNP比で何%になっているか。それから四十九年度予算ベースで幾らになっているか。この点いかがですか。

○政府委員(松川道義君) ただいまの御質問は、いわゆるDACで統計を出しておりますそのお手元にお配りしてございます資料の数字が、四十八年ないし四十九年にどうなるかということであらうと思ひます。

まず御説明いたしておきたいことは、このDACの統計のとり方でございまして、支出段階で一つ押えておるといふことでございまして、それからまた、ただいま御審議いただいております第二世銀の場合のように、現金にかえて国債を交付することがございまして、この国債を交付したときに、その支出が行なわれるという整理がなされておることとございまして、そしてまた第三には、政府の直接借款とか輸出信用とか、こういった項目におきましては、ネットの数字が取り上げられておることとございまして。

この三つの点を前書きにいたしまして、四十八年度でございまして、暦年につきまして試算をいたしまして、〇・二四%が政府開発援助の比率になるのではなからうかと試算いたしております。これは四十七年度の〇・二二%に比べまして若干の改良になっております。

次に四十九年度でございまして、これは暦年の数字も非常につかまえていくと思ひます、またどの程度支出になるかというの、私も予算編成のときの見込みで出したものでございまして、また将来四十九年度の途中において、たとえば緊急にどこかの地区を援助しなければいけないというふうなことで、予備費がつけ加わつたりする

こともあり得ますが、これらのことを一切捨象しまして御参考のために数字を申し上げますと、当初予算を基礎にいたしまして試みにはじきますと、GNPに対する比率が年度で〇・二九六％程度になろうかと思ひます。そこでこの数字が、前の数字とのつながりが悪うございますので、これまた御参考までに四十八年度の当初予算で計算してみましたところ、四十八年度の当初予算は〇・二六二％でございました。四十八年度の〇・二六二％に対して、四十八年度は実績で〇・二四％と若干減っております。これはGNPの伸びが当初より大きかったとか、その他いろいろの事情がございます。したがって、四十九年につきましても、ただいま申し上げました四十九年度の数字よりは若干異同が生ずるであらう、そういう意味で御参考までに申し上げます。

〇辻一彦君 四十七年が〇・二一、それが〇・二四ですから、前年度よりちょっと上がった、こういうことになりですね。それから四十九年度が、当初予算を基礎にすればかなりの数字が見込まれている。しかし、この加盟国十七カ国のうち、いままで、七二年度をもとにして〇・二一をいえば、これは十三位になっておりますですね。加盟国の平均が〇・三四％、これから見ればかなり下回っている。しかも、この国連の中では〇・七％をめどにして達成しよう、こういう努力がなされておるわけです。そこで、田中総理も、今後の海外経済協力、援助は、政府主導型というところに力を入れなくちゃいけない、こう言っています。これは、当然、このパーセントが高くなるということの意味するわけですが、〇・七％、これを各国はいろいろな形でその目標を受諾をし、これに到達する努力をしておると思いますが、わが国の場合、これを目標としてどういうように考えておられるか、この点はいかがですか。

〇政府委員(松川道哉君) 私どももできるだけ早くこの比率が西欧諸国並みに上がっていくことを願っております。ただいま御披露いたしました四十七年と四十八年の数字をこらん

いただきました。非常に歩みはおそいとの御批判はあろうかと存じますが、私どもの努力のあとはおくみ取りいただきたいと思ひます。そしてまた、先ほど、四十八年度の予算を基礎にして試算した場合と、四十九年度の予算を基礎にして試算した場合の二つの数字を申し上げましたが、これからは、私どもの歩みが絶えず続いておるものであることを御理解いただきたいと思ひます。

〇辻一彦君 前に、外務省のほうでは、達成時期を〇・七％を目ざすのをいつにするかと、こういうことで議論があったと思うんですが、なかなかこれが国際的に約束できなかった。そういう背景には、大蔵省が援助予算の増額に難色を示しておった、そういう点で約束できなかった、こういうようにいわれておるということをお聞きしたことが、そういう事実があるのかどうか。この点いかがですか。

〇説明員(石井亨君) 結果的に申し上げますと、援助が伸びないということ、援助の、政府資金の支払いでございまして、これは予算の問題になるわけですが、必ずしもそうではありません。で、一般予算から出るものは、まさにまっすぐ援助になるわけでございますが、その年ないしはその次の年の実績となつてあらわれてくるわけでございます。それけれども、たとえば政府借款の援助の場合、これは厳格な意味で予算を幾ら、それをその年度に使うというふうな仕組みではございませぬので、これは財政当局が難色を示して、その予算がないということでは伸びなかったということには必ずしもならないわけでございます。むしろ、根本的な問題は、政府借款を出すべき適当なプロジェクトが各開発途上国にあったか、ないか、かりに、わが国の援助といふものは、一ぺんに急激に毎年五割ふやすというふうなことはできないわけ、その次の年についてあるワケが想定されまされども、そのワケの中で、ある国に対してどうということを考えるわけでございます。たとえば適当な国の、適当なプロジェクトというのを考えておられます、それがその国との関係

では適当でないから認められないというケースもございまして、結局、そういうプロジェクトとか、国別の援助の、何と申しますか、政策の調整の結果、政府借款というものは出されるわけでございますから。

それからもう一つは、援助の約束をしまして、それが実際にどういうふうな支払いにまでつながらないということ、と円滑にいかない場合には、実績が悪うというケースも出てくるわけでございますけれども、いま申し上げましたように、援助実績が思うように伸びないというところは、援助の大部分といひます。半分以上が政府借款でございますから、政府借款について申し上げます、いま申し上げましたような話でございます。必ずしも予算がないということ、そういう結果になっておるということではございません。ですから、一般予算につきましても、たとえば技術協力とか、国際金融機関への出資金とか無償資金供与とか、一般予算が必ず必要であるというのについて伸び率が悪いということであれば、そういうことでございませぬけれども、それは、それから昨年度の援助予算を見ていただきますとすぐおわかりですけれども、ほとんど五割の伸び率ですと伸びてきておるわけでございます。むしろ、原因は、予算的に、財政的な手当てができないから伸びないということではないというふうに私は理解をいたしております。

〇辻一彦君 いや、実績というよりも、幾つかの国は、たとえば何年までに〇・七％に到達するよう努力する、という約束をしておるわけですね。わが国は努力はするが、その約束ができないという形になっておるでしょう。そういうことができない背景には、いまいったような財政当局の制約があつてできなかったのか、そういうことは全然ないのか、これをひとつ大蔵当局からお伺いしたい。

〇政府委員(松川道哉君) 海外経済協力の全体の姿がどうなるかということにつきまして、私ども

外務省と絶えず意見の交換をいたしております。そこで、私どももいたしまして、心の中では早く欧米の水準並みに上げていきたいという気持ちを持っております。しかしながら、御案内のとおり、わが国のGNPの伸び方が非常に早かつた、したがって実際の額では、相当のものを伸ばしながら、率としてはなかなか反映されてこないという面が一方にございます。そうしてまた、他方その実際の額の内訳におきましても、ただいま外務省の参事官から御説明がございましたように、プロジェクトそのものになりますと、なかなかその消化能力といひます。現実のプロジェクトがどうであるかということが問題になってまいりました。援助の借款をふやす必要があるものの、さりとて何に使つてもいいということでは、また私どもの、国民の貴重な税金を預かっております立場から申しますと、なかなかそうにもいかない。そうなりますと、そこは、たとえ外務省で扱つておられる海外技術協力の実施委託費は、これを四十八年度百十二億を百四十六億に伸ばしておりますし、国連の開発計画拠出金であるとか、国連人口活動基本拠出金であるとか、そういうた国際分担金の拠出金は、昨年度八十六億を今年度は百七十億に伸ばしておりますし、そういう適切なプロジェクトがあり、適切な業が行なわれる面におきましては、私どもとしてもできるだけそれに近づけるように最大の努力をいたす所存でございます。

〇辻一彦君 すでに幾つかの国は〇・七％いつまで達成する、こういう約束をするところまできておるわけですから、大蔵当局もこの状況を十分考えて、やはり早くこれらの国に追いつくように努力をせひしてもらいたいと思ひます。

そこで、いまGNPの問題が出ておりましたが、このGNPの一分を目標に開発途上国の援助を目標にしておりますが、いま〇・九ちょっとになつております。これを一分に到達させるのいつごろひとつ到達しようという、そういう考え方を持っておりますか。計画があるのか。この点いかが

がです。

○政府委員(松川道哉君) ただいま御指摘のように、一九七二年のわが国の援助総額は、GNPに對する比率は〇・九三%でございます。これは、目標は一%でございますが、DAC諸国の平均は〇・七八%でございます。わが国の〇・九三%はそれよりだいぶ上のほうへいっております。たとえば、ドイツは〇・六七%であるとか、米国は〇・六六%であるとか、こういった比率が出ておりますが、わが国の比率は、これらの率と比べまして遜色のない段階にしております。私ども絶えずこの一%というものを頭に置きながらやっておりますが、DACの統計に出てまいりますものは、あとで振り返ることになりますので、なかなか一%のところまで届かないのが実情でございます。

○辻一彦君 なるほど、そういう数字ではほかの国よりも高いというところはありますがね。しかし、直接の政府の投資であるとか、それから輸出の一年以上の繰り延べ、こういうものを各国は全部入れて計算してありますか。その計算の方法によって私はかなり違ふと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(松川道哉君) ただいまの比率を計算いたします上に取り上げられます項目は、お手元にお配りしてございます資料の各項目に対応するものでございまして、この範囲は各国とも全く同じでございます。

○田中寿美子君 関連。

いま私、辻議員と、それと政府の皆さんとの質疑を聞いておまして、経済協力に關してはもう一つ別の問題があると思うのです。さっき外務省の方が、援助予算は伸びているんだけれどもというようなことをおっしゃった。必ずしも予算がなからいらないんだというふうな、ちょっと苦しい答弁していらつしやいます。これは私、海外経済協力の予算全体が毎年完全に消化されているかどうかという問題が一つあると思ひます。私は、財投のほうから海外経済協力基金の問題を

題をずいぶん迫っているわけなんです。毎年これは不消化で残してしまっているわけですね。たとえば、四十八年度はたしか六百七十五億計上しております。だけれども、繰り越しが二百六十億でしたか、前年度からあるんですね。合計すると八百億をこすものが経済協力基金の中にはある。ところが、四十八年度末までは、六十億ぐらいしか消化していないという、たいへん不消化なんですね。私、一般会計の中に入っている海外経済協力の予算だつて、あるいは不消化があるんじゃないかと思ひます。それから不用額も残したりするわけなんです。

こういうことになる原因というのは、私は、経済協力の一つは質の問題がある。それから相手方の、受け入れ方の問題もあると思ひますが、一体どうしてそうなるのか。幾ら金を積んでも協力ができない実態というふうなことが一つあるというところと、それから過去の状況を調べてみますと、海外経済協力基金のことに關する限りは、使ひ方はずいぶんばらばらでむちゃくちゃだったような気がいたします。しきいに見ますと、各省関係がもう個々ばらばらに貸し付けているわけなんです。かえつてそのことが、相手国に反目感情を引き起こすようなことすらしているわけなんです。ですから、海外経済協力白書というものが去年出されましたけれども、経済協力の中身の問題があるし、それをどうして消化できないかという問題について、それから経済協力予算の執行の状況がどうなのか、ちょっと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(松川道哉君) 私のほうから、ただいま田中委員の御指摘のございました質問のうち、幾つかを答えさせていただきますと思ひます。

まず、借款その他経済協力予算の不消化の問題でございますが、これは外国を相手にいたしておりますし、その上、開発途上国でございますので、わが国の国内におきましていろいろな事業をやります場合は異なつた、さまざまな予期しない問題が起ることが比較的多うございます。たとえば当初いろいろの計画を相談して、プロジェクト

を相談して、それをやろうということになりました。でも、途中で受け入れ国のほうから、事業の優先度が変わつたからこちらへ振りかえてもらいたいというふうな要望が出ることもございます。また、ある場合には、そのプロジェクトにつきまして、事前の調査であるとか、そういったものが不十分で、受け入れ体制が必ずしも万全でない、そういうふうなこともございます。

この援助予算の運用の初期におきましては、数年前までは、ただいま田中委員の御指摘のように、わが国内の事情もあるいはその原因でなかつたかというふうな御批判がございました。ただいま御指摘のとおり、各省の間がうまく連絡がとれていないのではないかと御懸念でございます。この点につきましては、その後私どもも経験を重ね、そしてまた各省間の連絡も、従前と比べますれば、比較にならないほど密接に連絡をとりながら、そしてまた外国の場合には、日本の国内の慣行であるとか、その他のものがそのまま適用されない場合があるということも十分頭に置きまして、その上で連絡をいたしてやっております。したがって、どちらかといひますと、最近でも依然として不消化のものが多いうことは、受け入れ国の側にももう少し改善すべき点があるのではないかと、この疑問を持しまして、たとえば技術協力の事業をあわせて行なうとか、あるいは事前の調査を従来よりももっとよく行なうとか、そういう形を通じて、借款が円滑に流れ、そして当初期待いたしました事業効果が生まれるような努力を払つておる次第でございます。

○説明員(石井亨君) ただいま大蔵当局側からの御説明のとおりでございますけれども、この援助の約束をして、それが実施されるまでに時間を要し過ぎるという問題はございまして、これは御承知のとおり、田中総理の非常に強い問題点指摘もございまして、毎月閣議におきまして援助予算、それから借款の進捗状況につきまして報告を出しております。それからその実施の状況が悪い場合には、どこに隘路があるのかという問題点につ

きまして、この数カ月相当精力的に研究もしてまいりました。その結果は、先ほどの大蔵省側の説明のとおりでございますが、一般的に申しますと、各国ともその大きなプロジェクトにつきましては、そういう問題点に遭遇しております。相手国と一般的に約束をするけれども、いざ実施の段階になりますと、先方の希望が変わつてきたり、相手国が受け持たなければならぬ予算的な手当ても必要なのわけですが、それが調達できなかったりする。それからもちろんわがほうにおきまして、実施機関の調査が不十分であるとか、人間の数が足りないとかという問題もございまして、多少悪いという点は認めざるを得ないと思ひますけれども、特別に悪いということではなくて、それは借款案件の実施というものに内在する本質的な原因があるかとわれわれは思つております。しかし、これはわれわれの実施状況、実施を促進しようという改善の努力に別と弁解をするということじゃなくて、われわれとしてできることは、今後一そう、たとえば実施機関の充実とか、それからプロジェクトをきめるまでの調査を十分にやるとか、そういうことが非常に大切であるという認識も他方にもございまして、大いにそのほうの努力もやつていこうということでございまして。

○田中寿美子君 ですから、GNP對経済協力費の比率を上げなければいけないから、予算はたくさん取らなければいけない。しかし、その予算を取つてみても、うまく使われないというたいへんな矛盾に苦しんでいらつしやると私は思つてゐるわけで、それはやっぱり海外経済協力のあり方の質的な問題をうんとしっかりとやらなければいけないじゃないかということだけ、いま時間をあんまりとつて悪いですから申し上げて、それでそのIDAに参加することによって、そういう面で特典、特典といったあられですが、使ひ方が二国間の借款みたいにならないから、そういう点ではう

まく作用するということふうにお考えになっていらっ
しやるのかどうか、それだけ伺います。

○政府委員(松川道義君) 援助のやり方を二国間
の協定の形にするか、あるいは多数国で構成した
としております国際的な金融機関を通じてやるか
というところは一つの大きな課題でございます。二国
間でやります場合には、非常に機動的なものと申
しますか、場合によっては早くアレンジができる。
そしてまた受け入れ国が非常にほしいところへす
ぐ援助がいくことができるということがございま
す。他方、ちょうど裏返しになります、若干の
欠点がございます、これがとりもなおさず国際
的な金融機関を通ずる融資の長所にもなつて
おるわけでございまして、それは援助を供与する
国からの政治的な圧力を受けることが少ない。受
け入れ国のほんとうに大事なところへ資金が回
ることになる。それからまたあるいは援助供与国
だけでは不足するかもしれない専門家を、国際
的な金融機関はたくさんかかえておりますから、
その意味で事業の遂行にあたっても、一番受け入
れ国の国民に有効な形で資金を使うことができる
と、こういう点がございまして。

そこでまあ、各国ともどちらにも極端に片寄ら
ずにやっておりますが、大体の感で申し上げま
すと、この政府の開発援助のうち、二割程度が国
際機関を通ずるものという形で推移いたしてお
りまして、わが国の場合でもその比率はほぼはか
国と同じでございます。私ももといたしまして、
一方で受け入れ国のほんとうにほしいところへ、
そしてまた、わが国とあるいは地理的、文化的そ
の他の関係からいって関係の濃い開発途上国に対
しまして、十分な資金が回りますように、二国間
の借款も継続していきたくと思っておりますし、
また他方、国際的な金融機関を通ずるものも、
それなりの長所を十分に持つておるわけでござ
いますから、この活動も年々拡充していかなけれ
ばいけない、このように考えております。

○辻一彦君 これで終わりますが、最後に簡単に、
第二世銀のこういう性格から推して、長期しかも、
第五部 大蔵委員会会議録第十六号 昭和四十九年四月二十三日【参議院】

無利子に近い手数料、こういう開発援助のあり方
というのは非常に望ましいと思うんですが、これ
をさらに融資の額等が拡大をされるような、そう
いう方向にわが国として今後イニシアチブをとつ
ていく用意があるのかどうか、このことを一点
伺って終わりたいと思います。

○政府委員(松川道義君) このIDAのような金
融方式が、ほんとうに貸しつけ開発途上国に対して
非常に有効であるということは万人の認めること
ろでございまして。そして私も、ほかとのバラ
ンスもとりのながら、ほかとのバランスもとり
ながら、この形式の借款ないし援助とのバランスもとり
ながら、このような長期、低利の援助をする機関
に対して十分これを支持し、その発展に力をか
したいと、このように考えております。

一つの例を申し上げますと、昨年六月にアフリ
カ開発基金というのができましたが、これはアフリ
カ地域におきます非常に貸しつけ国々に対してし
て、低利の金融をする国際機関でございます。こ
れに対しては国会の御賛同を得まして、カナダ
と並んで日本は最大の拠出国となつて、これを積
極的に推進するようにいたしております。また他
方、近くはアジア開発銀行の中に、低利で金融を
つけます特別基金というのがございまして。これに
対しましては、昭和四十三年の三月に七十二億円
を拠出したしまして、現在まで六次にわたり
まして合計六百三十四億円という金額をこの特別
基金に拠出したしております。これはこの基金の
ほぼ三分の二ぐらいの金額でございます。

このようなことで、私ももといたしまして、
国際金融機関において、通常の条件で行なわれる
開発貸し付けと並んで、低利の、長期の、真に貧
困に悩む国々にとって有益な金融も充実してい
かなければならないという考え方で臨んでおりま
す。

○田中寿美子君 私、資料要求を委員長にお願い
したいんですが、ただきょうはたぶんその担当の
方がお見えにならないと思いますので、政務次官
に、ちょっとお聞きいただきたいのですが、公共

事業費の予算に關係しまして三点の資料をお願い
したいんです。

社会党は、公共事業の圧縮の問題で、衆参両委
員で絶えず、まあ政府は公共事業費を圧縮してい
るとおっしゃっているけれども、前年度からの繰
り越しがあるから相当多額になるではないかとい
うようなことを、いままで討議してきておるわけ
です。それで具体的に、政府が公共事業費を繰り
延べているというふうになっていられるので、第
一番に、具体的に昭和四十八年度の公共事業費予
算の第四四半期の契約額、進捗率及び昭和四十九
年度への繰り越し額を知りたい。その資料がいた
だきたいのです。で、たしか四十八年度の第三四
半期の途中、十一月分までは出ておりますけれど
も、三月末まで、もし出ていなければ見込みでも
いいんですが……。

それから第二点は、昭和四十九年度公共事業費
予算、たとえば治山治水、道路整備等事業別の予
算額と予算現額。

第三点は、昭和四十九年度第一四半期の公共事
業費の使用方針、これは四月十日に参議院で予算
が成立しました直後に閣議で決定なすつた分
です。この具体的な計画の資料をいただきたい。
この三点なんですけれども、委員長お願いしま
す。

○政府委員(柳田桃太郎君) 第一点は、四十八
年度の公共事業費の第四四半期の契約高ですね。統
いて四十九年度に繰り延べた事業費別総額。それ
から第二番目は、四十九年度の公共事業の費目別
の予算額と予算現額。第三番目は、四十九年度の
第一四半期の公共事業費の使用方針の具体案です
ね。わかりました。これを出します。

○委員長(土屋義彦君) 委員の異動について御報
告いたします。

本日、高田浩運君が委員を辞任され、その補欠
として木村睦男君が選任されました。

○多田省吾君 御答弁は簡明にお願いしておきま
す。

まず、本法案の提案理由の補足説明の最後に、
アメリカで昨年十二月十四日に下院銀行通貨委員
会で第四次増資のための法案が可決されたけれど
も、その後下院本会議において本年一月二十三日
に同法案が否決されたということが出ておるわけ
ですが、これはどういう理由なのか。また、その
後の見通し、またイギリスなんか内閣がかわつ
たわけですが、その他の国においてこういった問
題がないのかどうか、まずお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(松川道義君) アメリカの下院におき
ます審議状況は、昨年の十二月十四日に銀行通貨
委員会一度この法案は可決されております。そ
れが休み明けの一月二十三日に、下院の本会議に
かかりましたときに、そこで否決されたというこ
とでございます。

そこで、その当時さうくアメリカの大統領を
通じ、またアメリカの財務省にその理由をただし
ましたところ、主たる原因として思い当たるのは、
どうもアメリカの国内の政治的な原因があったの
ではないかということでございます。この裏づけ
いたしまして、下院におきます票は、賛成百五
十五票に対して反対が二百二十一票ございまし
ましたが、この法案に対して野党は賛否相半ばいた
したのに、共和党は三分の二以上が反対に回つ
たということでございます。

そこで、当時の財務長官でございますシュルツ
は、さうく二月五日に大蔵大臣あてに手紙をよ
こしまして、自分はこの法律が議会の承認を取り
つけることにコンフィデントである、確信を持っ
ておるということを私どものほうに書簡をもって
連絡いたしてきております。その後この法案は、
確かめられたところ、上院の外交委員会が公聴会
が開かれておまして、三月二十一日にシュルツ
長官が出席いたしまして意見を述べております。
おそらくこの外交委員会における表決は、四月の
中旬ないしは五月の上旬になるのではないかと、そ

して五月の中旬ないし下旬には上院の本会議をクリアすることが期待できるのではないかと、そのような情報を得ております。

○多田省吾君 IDA協定の第六条第三項に投票権についての規定があります。その割合は、先進国の一部国の投票権の総数は全体の六二・三七％、これに対して発展途上国の二部国の投票権の総数は三七・六三％であると思いますが、今回の第四次増資によってどのように変更があるのか。また、一部国と二部国との投票権割合は、増資の有無にかかわらず、当初の規定どおりに不變なのかどうか。

○政府委員(松川道哉君) こまかい数字になりますと若干の異同がございますが、大筋から申し上げますと、このIDAの投票権につきましては、一部国全体と二部国全体に対するシェアはほぼ同じに維持しているというのではないかと考え方に基づきまして、今回の第四次増資にあたりまして、そのようにならざる投票権の計算方法というものがつくられております。こまかい点で異同がありますがと申し上げましたのは、新たに開発途上国がIDAに加盟してまいりますと、この国が若干の投票権を持つわけでございます。数字的には非常に小さいものではございますが、こういうものが入りますために、二部国の投票権が全体のうちでは徐々にふえるような感じを持っております。ただ、さらに二部国の中から一部国へかわってまいりますものもございまして、そういうところで、新しく二部国に入り、ないし一部国に入った、その辺の動きを調節しながら、その時点における一部国全体のシェア、そして二部国全体のシェア、こういったものは同じに維持できるように考え方で投票権が計算されております。

○多田省吾君 それじゃ具体的に、今回のIDAの第四回の増資によってわが国は四億九千五百万ドル、千三百十五億円を分担するわけですが、これは増資総額四十五億ドルですかの一一％を占めるわけでございすけれども、この第四次増資によって、一部国相互間の投票権はどのように変化

があるのか、またわが国は当初出資三千四百万ドル、シェアが四・五％。第一次増資で四千万ドル、五・三％。第二次増資で六千六百万ドル、五・四％。第三次増資で一億四千四百万ドル、シェアが六・〇％。今回は四億九千五百万ドル、シェアが一・一％。出資額それからシェアともに最近特に急上昇しているわけでございすけれども、今後このような上昇を続ける見通しなのかどうか。

○政府委員(松川道哉君) この投票権につきましては、第一次の増資と第二次の増資の場合には、投票権とかかわりなく増資が行なわれました。第三次の増資以降につきましては投票権の調整が行なわれております。そして先ほど私が、一部国の投票権は全体としては動かさない方針であると申し上げましたが、この一部国の中におきますシェアは、拠出額に応じて変わってまいります。たとえば日本について申し上げますと、この第四次の増資に基づく調整をする前のシェアは、一部国の中だけで見ますと、五・四八％全体で見ますと三・三八％でございますが、調整後は、一部国の中で七・六九％であり、全体で見れば四・七％というふうに増大いたします。このようにシェアが大きくなりますのは、たとえば西独のようなところも拠出が大きくなりますために、一部国の中におきますシェアが、調整前では八・九五％、これが調整後は九・八七％と、このように相なります。米国で申し上げますと、シェアが下がるものでございすから、一部国の中で調整前は三七・八五％、調整後は三五・四〇％と、このようになっております。

将来のシェアの問題でございすますが、これは三年たちますとまた今回と同じようにその後の増資をどうするかという問題が起こってまいります。そのときにどういう形でどのような決定がなされるかは、いま断定的に申し上げることはむずかしいのでございすますが、おそらく今回と同じようにGNPのシェアというものが一つのものさしとして使われることになるのではないかと感じを私は持っております。

そこで、これから数年間の間に、わが国が、他の西欧諸国ないしは他のIDA一部国と比べまして、GNPの伸び方の早い場合には、そのときのシェアも大きくなります。したがって、資金の拠出の一部国の中におけるシェアも上がってくるのではないかと。そして今回と同じように投票権の調整というものが行なわれますれば、資金のシェアが上がるれば、それに対応して投票権のシェアも上がるのではないかと、このように考えております。しかしながら、これは、この次の増資にあたりまして、各国の代表が集まって、またいろいろと検討したすべき種類のものではないかと、いまから断定的にそのようになるということは申し上げかねる次第でございす。

○多田省吾君 IDA加盟国は、一九七三年十二月末で第一部国が二十カ国、第二部国が九十二カ国で合わせて百十二カ国となっておりますけれども、その後、第一部国にニュージーランドが加盟したようになっておりますが、この中で、共産圏の加盟国というのは第二部国のユーゴスラビアしか見当たらないのでありますけれども、IDA及びわが国は、共産圏の加盟を呼びかけないのかどうか。また今後加盟予定の国はどういう国があるのか、ひとつお知らせいただきたい。

○政府委員(松川道哉君) 御案内のとおりIDAのメンバーになる資格は、世銀のメンバーであることとございす。したがって、第二世銀は、世銀の加盟国にはオープンであるということになります。また世銀のメンバーはIMFのメンバーであることが前提でございすから、IMFのメンバーにはオープンでございす。したがって、IMFのメンバーになれば、どの国であつても世銀のメンバーになり、次にIDAのメンバーになることができるのでございす。IMFのメンバーにみんながなっておりますわけではございません。たとえば国連の加盟国ではございすけれども、IMFに加盟していない国がブータン、中国その他十四カ国ございす。それからまた、IMFの加盟国ではあるが、世銀にまだ加盟して

いない国が三カ国ございす。また世銀の加盟国ではあるが、IDAに加盟していない国が十一カ国あるということで、オープンにはなっておりますのでございす。東欧ブロックの国々は加盟していないというのが実情でございす。

それからまた、過去の経緯を御披露させていただきまして、ポーランドとキューバは一度IMFのメンバーとなり、世銀の加盟国となりましたが、その後脱退いたしました。さらにチェコスロバキアはかつて入っておりますが、資格停止処分を受けて加盟国でなくなっております。そういった背景がございまして、現在御指摘のようにIMF、世銀に加盟しております東欧圏の国はユーゴスラビアとルーマニアの二カ国でございす。私どもといたしましては東欧圏の国々であっても、IMF、世銀そしてIDAのメンバーとなることを歓迎するものでございす。まあそれぞれの国の事情があつて、現在の段階ではメンバーになっておられないというのが実情でございす。

その次に、近々IDAの加盟国になる予定の国はあるかという御質問でございす。私どもの得ております情報では、ニュージーランドとマルタと西サモアの三カ国が入りたいという希望を持っておるやに聞いております。その中で特にニュージーランドは、第四次増資にも関連いたしまして、これは入れば一部国になるのではないかと考えております。

○多田省吾君 いまの話で、IMFに加盟し、しかも、世銀に加盟して、この第二世銀に入っていない国が十一カ国とおっしゃいましたが、その国をちょっとあげていただけませんか。

○政府委員(松川道哉君) バハマ、バハレーン、ジャマイカ、ニュージーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、シンガポール、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、それにベネズエラの十一カ国でございす。

○多田省吾君 IDAの協定の第二条二項では、その資金の払い込み方法として、第一部国は割り

当て金額を金または交換可能の通貨により、また第二部国は一〇%を金または交換可能な通貨で、残りの九〇%は交換性のない自国通貨で払い込む、このように規定されてありますけれども、この考え方の基本の精神はどういうものか。また今回の第四次増資割り当て額のうち、米ドル相当額は一九七三年九月二十七日のニューヨーク市場における各国通貨レートで換算したものとされておりますけれども、この理由は何か。この二点をお尋ねいたします。

○政府委員(松川道哉君) 御案内のとおり、IDAは特に貧しい開発途上国における生活水準の向上や経済的、社会的進歩を増進することを目的としてできておりました。したがって、そのような国もなるべく多くの加盟国になってほしいのでございます。それらの国々が、かりに出資の面でその加盟をためらうようなことがございまして、この大目的からいっても好ましくございまして、出資する場合にその負担を軽減することができるよう、その国の通貨による払い込みを認めまして、そうしてそのような軽減された負担で払い込みし、なおかつこのIDAの中におきまして発言権と申しますか、投票権は与えられるように、このような配慮から二部国につきましては、御指摘のような取りきめになっておる次第でございます。

第二の点につきましては、現在世界の金融情勢は御案内のとおり、各国通貨ともフロートしておる状態でございます。そこで、ある段階における幾らものというのを、かつりきめてやりますと、これは自国通貨であれば問題ないのでございしますが、かりに外国通貨であれば非常な不安を持て、この第四次増資に応募しない国があるかもしれない、またこれらの国が応募した結果、あとでその国の通貨がフロートダウンいたしました場合に、大きな負担をかけるようなことになって、好ましくない、という判断がございまして、今回の増資額をきめるにあたりましては、現在のような流動的な国際通貨情勢にマッチした自

国通貨建てによる拠出額の表示というふうに踏み切ったのでございます。ただ、自国通貨建ての表示ではございしますが、これを全体の姿を明らかにいたしますために、この第四次増資の最終的合意が得られました日の翌日のニューヨーク市場におけるレートを基準として、各国の分担額を自国通貨に換算したものを、分担保額といたしております。

○多田省吾君 次にお尋ねしたいのは、この第二世銀といわれるIDAと世銀との関係でございすね。融資の条件も世銀が期間三十年以内、金利七・二五%というコーモーションベースでありますけれども、IDAのほうは期間五十年、金利ゼロ、手数料として年〇・七五%という非常に寛大な融資条件になっておりました。IDAの目的としまして「世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける重要な開発上の需要に応ずるため、特に、通常の貸付けの条件よりも弾力的なかつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行ない、もつて」云々、このように目的にもあるわけでございますが、その関係は具体的にどうなっておるのか。

それから特にこの第二世銀の融資対象国は、第二部国の中でも、過半数以上がアジア地域、特にインド、パキスタン、インドネシア、バングラデシュの四カ国に集中融資されておるわけでございます。ほんとうならば、人口や食糧事情なんかから考えますと、西アフリカ諸国の方が非常に深刻で、経済的な諸援助が急務であると思っておりますけれども、そういう国はあまりこの恩恵に浴していません。それからシエラを見ますと、ほとんどアジア地域に集中して、総額の六七・七%、第二位がずつと下がつて東アフリカの一二・六%、第三位が西アフリカの六・六%、中南米は全体の四・一%にすぎない。そうすると、これがアジアのためIDAというような感じが強くて、特にインド、パキスタン等にからんで、今後アジアの先進工業国であるわが国が、IDA出資の負担の割合がますます一そう重くされるような傾向にある

と、このように思いますけれども、それがいいかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○政府委員(松川道哉君) 第一にIDAと世銀の具体的な関係でございす。IDAが設けられたのは、この協定的一条にございすように、世銀の活動を補足するために設立されたものでございまして、いわば姉妹機関でございす。したがって、この補足することを実効あらしめるために、この両機関は非常に密接な連絡を保ちながらやる必要がございす。この上で、たとえば融資を選定するにあたりまして、十分な連絡が必要でございすし、その他、種々の面で連絡を密にする必要があると、そのような考え方が基本にございまして、人的な面では、たとえば世銀に対して総務として出ている人または理事は、職権上IDAの総務または理事となる、さらに世銀の総裁以下のスタッフは、IDAの総裁以下のスタッフを兼務するということで、人的にも、その緊密な連絡が保てるような立場を貫きながら、そして融資関係におきましては、ただいま御指摘のように、世銀においては、経済効果、収益性、返済可能性等を考えたコーモーションベースのローンができるように、IDAのほうでは、その受け入れ国の貧窮度であるとか、外資調達能力であるとか、そういうことを考えて、非常にゆるやかな条件の借入れができるように、そういうふうな調整をいたしながら、緊密に協調してやっております。

次に、インド、パキスタンについての問題でございす。一つ初めに指摘したいのは、IDAの加盟国数は、最近では百二十カ国になっておりますが、たとえば六一年には五十六カ国であり、六六年には九十六カ国であり、七一年に百七カ国というように、特に六〇年代において急増してまいりました。ただいま先生の御指摘のございましたインド、パキスタンというのは、非常に古くからのメンバーでございす。アフリカ諸国は、どちらかというと新しいメンバーでございす。その上、インド、パキスタンは、御案内のとおり、

人口の面でも極端に大きい国でございまして、IDAのいろいろな融資活動も、人口の一人頭あたりにと、必ずしも、インド、パキスタンの極端に大きいわけではございせん。一人頭で一番高いのは、ボツワナであり、その次はコンゴであるというように、たとえばアフリカのセネガルであるとか、そういう国も、一人頭で見ると非常に大きな援助を第二世銀から受け取っております。そういうことで、インドとかパキスタンとかIDAの融資が集中いたしますのは、ある程度歴史的にも避けられないところではございす。したが、しかしながら、御指摘のように、ほぼ三分の二のものがアジア地域に集まり、特にインドとかパキスタンに集中するということに対する批判は、最近ございまして、そこで一九七二年、おとしの十一月のIDA一部国会議におきまして、この点が問題として議論されました。七三年度、七四年度のIDAの資金の配分にあたっては、非常に大きい国であるインド、インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、この四カ国に対してはシーリングを置くようではないか、そうして全体に対する比率が、ただいま申し上げました四カ国について、それぞれ四〇%、一一%、六%、五%、その範囲内でやるようにしようということ、現実の運営がなされております。その結果、七一年度におきましてこの四カ国に対する融資の比率は、全体の六六・三%でございまして、七二年には五五・八%、七三年には五五・七%、このように、この四カ国に対するシエラは最近若干下がっております。

なお、御指摘のように、このIDAのような機関が、さらに、より多くの国々に融資されるべきであるという考えは全く同感でございす。ちなみに、IDAの融資を受けておる国々を拾って見ますと、一九六七年度の六月末には三十八カ国でございまして、三年後の一九七〇年六月末には五十五カ国、さらに三年後の昨年の六月末には六十六カ国にのぼっております。IDAの融資を受ける資格のあるような非常に貧しい国々

の中では、たとえば国内の治安が維持できないとか、その他特別の事情のある国を除きましては、大体IDAからの融資を受けておる実情でございます。

○栗林卓司君 引き続きお伺いしますけれども、先ほども御質問の中にあつたんですが、日本の出資比率がふえておるんです。これに対して米、英、他の国は、その増資に対する比率というものは、負担比率が減つてきました。これは傾向的に見ていくと、なるほど、立ち上がったときには米、英の負担比率が大きかった。そのうちに、だんだんと西ドイツ並びに日本の負担額がふえてきた。単純に見ますと、肩がわりをさせられてきた感じがあるんですけれども、ちょうど、そういう数字の変化があるのは、米、英、他の国、それが国際収支で悩むということがあつたんですけれども、これまでの変化を顧みて、いわば肩がわりというふうな論議はあつたんでしょうか。

○政府委員松川道義君 IDAの資金におきまして、たゞいま御指摘のような変化を見せようとするのは事実でございます。しかし、この変化は、意図的にある特定の国の負担を軽くしよう、そしてその分をほかの国に、になつてもらおう、そういうところから出たものではございません。

このシエアを検討いたします際には、各国のGNPのシエアをもとにしまして、いろいろな議論はなされておりますが、たとえばイギリスのシエアは、GNPのシエアで計算したもののよりも多くなつておると思ひます。したがひまして、このGNPのシエアだけではなくて、他の要素も入つておりますが、しかし、その結果、ある特定の国の負担を軽くしようというので、他の国にその肩がわりをさせるというふうな発想に基づく議論というものは、行なわれなかつたと記憶いたしております。

○栗林卓司君 そうすると、GNPを基準にしてきめるかどうかは別にして、たとえば今回の増資に対する負担割合が、日本の場合一〇%ということになりますと、大体援助額に対する負担を考え

る場合に、これぐらいが常識的には目安になるということで、今後いろいろところで議論をされていくことになるんでしょうか。

一つ例として申し上げますと、たとえばインドに対する各国の援助状況を見ますと、これまでではソ連、西ドイツ、英国というのは、大体同じような援助割合、それに対して、日本がソ連、西ドイツ、英国の半分ぐらい、いわば、ちょうど第二次増資なり、第三次増資のころのような数字の感じで見えるわけでありますけれども、今回の増資の負担割合を見ますと、英国あるいは西独と、見た目の負担割合は日本は大体同じようになってきています。したがつて、今後、いろいろな援助の負担を求められる場合に、西独並み、あるいはイギリス並みということが求められる、そういう影響力を持った数字なんではないでしょうか。

○政府委員松川道義君 御指摘の点を、二つに分けていたしまして、ある特定の国に対して国際的に協力をして援助をしていく場合の分担はどうなるかという点と、それからもう一つは、国際的な開発金融機関に同様な必要性が起こつた場合に、いかになるかという点に、分けて御説明させていただきます。

前者につきましては、たゞいま栗林先生は、インドの例をおあげになりましたが、もつとわが国に近いほうにございす国、たゞいま申し上げますと、インドネシアのような場合には、世界各国が集まつて、これだけの資金が必要ではないかと考えられますものの中から、国際機関の援助、そしてまた食糧援助、この二つの要素を引きましたものの大体三分の一を、従来日本は負担いたしてきております。この比率は、たゞいま御検討をいたしております第二世銀の負担比率の一〇%とは、大きく違つておるものでございす。同じような事情が、援助を受け入れる国々の、各先進工業国に対する歴史的な関係であるとか、文化的な関係であるとか、そういう関係の濃淡がございすので、これは世界じゅうの開発途上国を通じて、一律の率で律するということは、非常にむずかし

く、かえつて実態に即したものを、各国が負担してこそ初めて、受け入れ国の真に望む援助ができるのではないかと考えております。

次に、各種の国際的開発金融機関に対するシエアでございますが、これも、たとえば地域的なものといひましては、アジア開発銀行、米州開発銀行、さらにアフリカ開発基金というのがございす。しかし、これらの三つの地域的な開発銀行におきましては、各先進工業国のかかわりの度合いが、これまで多少の濃淡がございす。現に日本は、米州開発銀行のメンバーにはまだなつておりません。また、アフリカ開発基金につきましても、先ほど申し上げましたように、最大の拠出国の一つとなつております。そのようなことで、この地域的な国際開発金融機関におけるシエアというのも、世界じゅうにおけるそれぞれの拠出国のGNPのシエアのまゝというわけにはまいらないと思ひます。そうしますと、残りは世界銀行ないしはこの第二世銀でございますが、これにつきましても、繰り返して申し上げますが、従来の増資にあたりましては、ある時点におけるGNPのシエアをスタートとして、それをもとにした上での議論によつてシエアが定められてきておる、こういうことでございす。

○栗林卓司君 そのGNPのシエアを起点にして考えるというのは、確かにたいへん公平な感じがするのですけれども、被援助国に対する各国のかかわり合い方というのを考えてみると、たとえばIDAの場合は、先ほど来指摘がございすように、インド、パキスタン、インドネシアに対する融資割合が非常に高いわけですね。それは近年スクリンをかける議論がございましたといひましたけれども、なおかつ六割近いものが融資をされておる。そこで、それぞれの国に対する先進諸国のかかわり合い方ということを考えてみると、必ずしもGNPシエアという議論だけではございません。なぜかと申しますと、たとえばインドの国際収支状況を見ますと、これは貿易収支あるいは外国援助に対する元利返済負担額の合計額を、何

とか毎年の援助受け入れでまかなつていくという惨憺たる姿になるわけですが、これをもたらしした歴史的な原因者というのは、特定の国々にやはり寄せられるべきであると思ひます。また、同じようにパキスタンについて考えますと、日本は綿花を中心とする唯一の日本から見ても輸入超過国である、援助よりも貿易をという観点では、パキスタンと日本の関係ではたいへん貢献をすでにしていく貿易構造になつておる。また、インドネシアはどうかということになりますと、これもまた木材を中心にして援助よりも貿易をというものでありますし、なおかつなぜインドネシアの貿易が赤字かという点になると、あそこに進出をしてい

る外国石油会社の利潤送金がきつめて巨額にのほつていふのが、国際収支を赤字にしている一番大きな原因である。それぞれ国のかかわり方を考えてみますと、基本的には開発途上諸国援助は当然すべきだといふ前提に立ちますけれども、ちよつと待て、GNPシエアだけでいひましては、日本としてはたいへん不公平であるといふ議論がございす。な気がするのですけれども、この辺いかにございすか。

○政府委員松川道義君 たゞいま御指摘になりましたインドであるとか、パキスタンであるとか、こういった具体的な国に即しまして御説明させていただきますと、御指摘のように、先進工業国の中で、この援助を受ける国とのかかわり合いの濃淡というものは、インドに対する債権国会議、パキスタンに対する債権国会議の場におきまして、それぞれ各国がどのぐらゐ負担をするかというところから出てまいります。御案内のとおり、この地域と深いかかわり合いを持っておりました英国ないしはヨーロッパの国々は、わが国と比べましてGNPの割合からいいますと大きい負担をいたしております。そこで、しからばその中へ取り込まれておるIDAのこれらの国々に対する援助というのが大き過ぎるかということになりますと、一つの計数で申し上げますと、インドの場合には、IDAから一九七〇年に一人当たりの融資額は、一人頭四・五ドル、インドネシアは四・一ドル、パ

キスタン、パングラデシュはこの時点では一緒に
なっておりますが、五・五ドルでございます。

これに對しまして、先ほども若干のアフリカの国
と申し上げましたが、ボツアナは一人当たり二十
ドル三十三セント、コンゴは十八ドル三十三セ
ント、モリシヤスは十五ドル九十九セント、セ
ネガルは十四ドル四十セント、ギアナが十三
ドル六十セント、こういったように、そのものさ
しをどこにとるかという問題はございますが、一
人頭で見ると、決してインド、パキスタンに巨額
なものが集まっているわけではございません。た
だし、何と申しましても、人口の総体が大い
いものでございますから、これに對して何か検討
を加えなければいけないのではないかといいこと
で、先ほど申し上げましたような会合が、一九七
二年に持たれまして、そうしてこれらの国に對
する第二世銀の援助を若干シェアとしては、減
らそうということで動いておるのでございます。

○栗林卓司君 もとはという、特定国に片寄
っているからこういう議論になるのでしうけれ
ども、今後改善していくことですから、それを
さらに速度を早めて、せっかくできてい
るIDAです。公正な運用ができるようにしてい
かなければいけない、こういうことだと思いま
す。見方を変えてもう一つ伺いたいのですけれ
ども、今回増資に對して日本として一%の負担
をしていくことになるわけですから、このIDA
の事務局を構成している事務局員の人たちが
いろいろいると思うのですけれども、これは
もしわかれたいと思うのです。国籍別に見
てどんな構成になっておりますでしょうか。わ
かなければいけません。

○政府委員(松川道義君) 先ほども申し上げ
ましたが、IDAの職員は世銀の職員と兼ねてお
りますので、この合計の数字で申し上げます。昨
年の四月末現在におきます世銀の職員は、専門
職が千六百四十四名、一般職千七百四十二名
で、合計三千三百八十六名でございますが、こ
のうち日本

人の職員は、専門職で二十九名、一般職で二十八
名の合計五十七名でございます。そこでこの比
率が非常に低いということで、私どもかねてから日
本人の職員をふやしてほしいということを、世銀
の事務局とも話し合っております。その後、専門
職は、まだ適当な方が見つからないために、二十
九名のままでございますが、一般職のほうは本年
の二月末で十二名ふえまして四十名になりました
。現在世銀職員の中で日本人は六十九名でござ
います。

さらに特定の国の国籍の職員の数が必要でござ
います。資料がございまして、御説明
させていただきますと思います。

○栗林卓司君 けつこうです。そうしますと、ふ
えて六十九名ということになると、全体の事務局
員の人が三千三百八十六名と、このことにな
ると、大体満足とは言えないまでも、そこそこ
の数字になっているような印象を受けます。実
は、この点が気になったもので、すから伺おう
と思つたのですけれども、伺うに至った理由の一
つを申し上げます。これは大臣に伺いたいので
うなげて申し上げます。同じ国際機関でILOと
いう国際労働機構がございまして、これはイン
タナショナル・レーバー・オーガニゼーションで
ILOなんですけれども、非常に悪口を言う人が
ございまして、これはインディアン・レーバー・
オーガニゼーションというほど、インド系の職員
が多いのです。よく向こうの専門の人が来るも
のですから、会ってみますと、やはり何とかか
いながら、やはりインドから出てくる人は、国
際的なお金をインドに持つてくるというように
働いてたいへん困るのだということを、たまた
ま会う人はよく言うのです。それと、このIDA
の融資割合を見ていて、それではこれもやはり、
ILOではないんですけれども、そういう事務局員
の比率が特定国に片寄っているというよりも、
日本としてなかなかそこに出られないのかとい
う感じがいたします。そこでいま六十九名にな
ったということで、ほんとうはもっとこまかく
中身を見ないとい

いけないのかもしれないけれども、この種、国
際機関になるべく多くの人を送っていかねば
いけないと思つて、質問がたいへん一般的で恐
縮ですけれども、まず考え方を方向だけ伺つて
おきます。まあこれ、第二世銀でふえたと
ん、多少聞きづらくなっているわけですが、今
後こういう方向で日本のスタッフを国際金融機
関に送り込んでいくという方向で考えたと
思いますけれども、このところで御意見をま
す。

○政府委員(松川道義君) 七三年末におきま
して、専門職だけの統計が手元にございまして
、一番専門職をたくさん出しておりますのは米
国の四百五十七名、次ぎまして、英国の二百
二十九名、第三がフランスの二百二名、第四
がドイツの九十三名、そして五番目がインド
の九十名でございます。また、アジア開銀のほう
では、総員二百二十五名のうち、日本人は三十
名、インドは二十一名というところで、こ
こは日本人のほうがよくいになっております。

○栗林卓司君 専門職の人の数を伺つたんで
すけれども、実際に事務局として仕事をし
ていく場合に、それぞれこれはどの国に、ど
ういうぐあい、融資をしていくかという議論
や検討がされると思つて、そういう検討段階
で、日本政府としての意向というのはどの程
度反映されていくんでしょうか。

○政府委員(松川道義君) この種の国際金融機
関におきましては、どちらかと申しますと、わ
が国におきましては、事務の運びよりは、西
欧型のトップマネージメント型の運営が比
較的よいになされております。そこで、わ
が国を代表いたしますのは、御案内のと
おり理事でございますが、この理事は常
時、世銀ないしアジア開銀の場合には、ア
ジア開銀のいわゆるシニアスタッフとい
う意見を交換し、また日本から注文がある
場合には、それらのしるべき部署に對
して、わが国の理事を通じて、日本はこ
ういうことを考えておるということを連絡
させております。そこで、スタッフ

の数から見ますと、確かに特定の国の人数が多い
ような印象も受けますが、しかしながら、このこ
とがIDA自体の運営を、数多い職員を出して
おる国の利益のためにゆがめるようなことにはな
っておらないと、私も思っております。

○栗林卓司君 IDAというのは国際機関です
から、当然そこで日本政府の意向がということが
直接反映されるべきではありませぬし、おっしゃ
るように、それぞれのトップマネージメントの中
で検討はされるべきだと思います。ただ、融資を
どうも質問としてなかなかまとまりませぬので、
意見だけ申し上げたいのは、こういう国際機関
ができてくる。そこで、貸し出しの銀行の側
の問題として、各国籍の人が構成するわけです
から、それがどのように公正に運営され、判断を
するという面があります。ところが、各国が拠出
するわけですから、何とかいって、やはりそこ
に国民の、あるいは国家の利益というものが
にじんでくる。これは否定できないんだと思
います。その意味で、拠出をするからには、人
もたくさん出して、いけいことをまづ申し上げ
るつもりで、これはすでに御努力ということで
から、つけ加えて申し上げます。

あともう一つの面というのは、融資を受ける
相手方のトップマネージメントはどういう
組み立て方なんだ。これは私いま手元に材料
がないもんで、すから、正確に質問できない
んで、あきらめたくて、すけれども、それ
ぞれいまいわかれが、こで被援助国として
議論しているインドなり、あるいはパキ
スタン、インドネシアというところの政府
も含めた、実際にプランニングをして
いる人々たちを見ますと、特定の国に行つて
教育を受けて帰つて来た人たちがずいぶん
多い。そうすると、当然のこととして、自分
が教育を受けた国に人情が移ります。そこで、
その人たちが援助を受け入れる計画を組む
。援助に對して国際機関にもつてい
く人たちが、やはり特定の、あるいは特定の
グルー

ブの国々に結果として片寄っていくということになりますと、これからわれわれとして、開発途上諸国援助というのは、懸命に進めていかなければいけないと思ひますけれども、それをせつ々しく貴重なお金を出していくものを、どう効果的にわが国の利益に結びつけていくかということになりますと、日本の側と援助を受ける相手側と、それぞれの人をどうやって育てていくのかということになるんではなからうかと思ひまして、そこまで伺いたかったんですけれども、後段について断片的な資料しか持ち合わせがありません。あとに譲りまして、質問を終わりたいと思ひます。

○多田省吾君 政府は、国民の要望にこたえて、昨年ごろまでは対外援助につきましてはひもなし援助だと、あるいはGNPの二%を目標にする、あるいは政府開発援助を大いにふやしていく、こういう方針でございましたが、いわゆる石油ショック、あるいは資源供給の問題、原油価格の大幅な引き上げ、それに伴う国際収支の悪化、こういう状態になってきてまして、どうも中東援助なんかを見ますと、ひもなし援助からひもつき援助やむを得ないという姿にはつきりもうなっているようにございまして、また、いわゆる政府開発援助も、昭和四十七年度は〇・二%でございましたが、昭和四十八年度は、松川国際金融局長のお話によりますと、〇・二%から〇・三%ぐらいくんじやないか。しかし、四十九年度はまた非常に後退するようなことも考えられます。大蔵大臣としては、これからの昭和四十九年度における対外援助については基本的などういうお考えでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ対外援助につきましては、量と質の両面があると思ひます。で、量につきましては、いまお話しするように、かなり国際水準の目標に接近をしておるわけで、これは、これはまあ主として質の面に重点を置いていきたい。質の面と申しますのは、一つは借款の条件の問題でございまして、期間とか、あるいは利率でありますとか、あるいはタイド、アンタイ

ドと、こういう問題でありますとか、あるいはもっと広い立場で、わが国の権益主義というのか、そういうものでなくって、相手の国の立場、そういうものをより濃厚に考慮していかなきやならぬ。そういうような借款の質の面に重点を置いていく。その結果まあODA——政府開発援助、これに対する比率、そういうものもこれは国際水準からいいますとたいへん低いわけでありまして、これを改善していきたい、そういうふうに考えております。

○多田省吾君 よくわからないんですが、そうしますと政府開発援助は昭和四十七年度〇・二%、四十八年度は〇・二九から〇・三〇とふえた。四十九年度は、この〇・三〇というのには減らさないで、政府開発援助は量的にもふやしていく、こういうことでございまして、

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことでございまして、

○多田省吾君 それじゃ量的に拡大は無理だというのは、明確に言ってGNPに対するいわゆる昭和四十七年度の〇・九三%、これは一%にだんだん近づくと、これはこれはちよつと無理だ、こういうことですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあそのときそのときわが国の経済情勢もありますから、その時点で援助、協力のできる額も動いてくるわけです。しかし最近におきましては、とにかくですね、DAC総会におきましてはGNPの二%と言つて、それに對しましてわが国は〇・九以上のパーセントになってきておる、こういうことでございまして、まあ大体DACの目標を到達して、そのときの経済情勢がよければ、もつと一%に接近することもありましようし、あるいは多少下がることもありましようが、もうGNP全体に対する量の比率の問題、そういう問題につきましては、まずまずそこへ出して恥ずかしい、そういうふうな思つております。まあ私が質的と申し上げましたのは、ODAのほうですね、これに對し

ましてもGNPに対する比率を上げる。これは量の問題というよりは、対外経済援助の質を改善するその要目の一つである、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 そうしますと、まあ政府開発援助も、衆議院では、不急不要なものは強力抑制して資源開発投資も厳選するというお話でございまして、政府開発援助は質的によろしいほうなんですから、これは減らさないでいきたいというふうなことは伺つておりますが、シベリア開発問題なんかに對しては、大蔵大臣はどう考えますか。

○国務大臣(福田赳夫君) シベリア開発の問題、これはいわゆる発展途上国に対する援助協力の問題とは、これはまた異質の問題でございまして。シベリアを開発することが日ソ双方の利益になる、こういうことでございまして。そういう角度からソビエトロシアの好むところのシベリアの開発にわが日本としても協力をする、その結果わが国にも、わが国の期待する資源が提供される、こういうことになるんです。ちよつとこれはまた発展途上国問題とは違つた角度の問題でございまして。

○多田省吾君 本年初頭一連の石油外交で三木特使はエジプトに對してスエズ運河の改修なんかに約一億四千万ドル、さらに商品援助、プロジェクト援助と半々で合わせて二カ年間に一億ドルの政府借款、これは小坂特使はモロッコに對してプロジェクト援助三十億円、アルジェリアに對してはテレコミュニケーション関係のプロジェクト百二十億円、ヨルダンにはコミュニケーション・プロジェクトなど三十億円、スーダンに對してはプロジェクト援助三十億円、さらに中曽根通産大臣はイラクに對してまあいろいろ十億ドルの官民融資を約束してきておられますが、こういう政府予算で実施する技術援助、政府関係機関の経済協力基金あるいは輸銀等、合計しますとこれは膨大な金額になると思ひますが、このような二国間援助に對する財政支出の負担については、今後のわが国の経済事情も考慮して、閣議で十分検討されて、その上の決定なのか、それともそのときのどうし

てもやむを得ない約束なのか、大蔵大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 三木、中曽根、小坂、この三特使が中近東へ参りました。参りますにあたりましては、先立つて関係関係の会議を開催いたしまして、そして行った場合に起り得べき話についての対応ぶりを協議しております。大体その対応ぶりに従つて特使は行動をいたしてきておるわけでありまして、政府全体として了承しての話である。中に一つでしたか、金額が閣議で検討したよりふえたものもありますけれども、これは特使が帰られてからこれを追認をする、こういう措置をとっております。

○多田省吾君 田中総理は、三月十五日の参議院予算委員会、わが党の鈴木一弘君に對して、対外援助の原則論ですね、三木特使、小坂特使等が石油外交で約束したものはこれは当然実行するんだと。非常に大きな金額に見えるけれども、全部実行してもGNPに對して〇・七%に達するわけでもないんで、非常に大ぶろしきを広げておられるような答弁をなさっているわけでございましてけれども、先ほどの大蔵大臣の、量的には拡大できないけれども質的にやってくんだと、こういう答弁とちよつとニュアンスが違つていまして、さういふに、このように、総理大臣のおっしゃる通りに、こういう対外援助が十分やっていると、さういふ状態なのかどうか、ひとつあらためて一回お尋ねいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) 今日わが国は、国際収支が非常に重大な局面に到達しておるわけです。つまり、昨年とにかく百億ドルという赤字を出す。一月はどうかという、これは二十七億ドルの赤字、二月がまた十六億ドルの赤字、三月は十一億ドルの赤字と、こういうふうな傾向でいって、とにかく日本の国際収支というのは壁に突き当たります。そこで、いままで国際収支にやささかの不安もない、黒字基調の国際収支の体勢の中では、かなり積極的な投資もでき、したがって、対外経済協力というものもできたんです。ところがさう

いう今日のような状態になりますと、対外投資、また対外経済協力、そういうものはかなり慎重にやっていたいかなければならぬだろう、こういうふう

に思うのです。しかし、慎重とは申しまして、いま石油問題は世界じゅうの経済を混乱させてお

ります。中でも、その影響をきびしく受けるのは発展途上国である。そういう国々に対するわが国

の任務というのを考えてみますと、いまこそ対外経済協力が必要だという、その面もあるわけ

であります。ですから、苦しい中ではありますけれども、この対外経済協力、特に発展途上国への

協力のつきまちは、これはできる限りの配分をしなければならぬというので、いま精一ぱいの努力をして、こういう状況でございます。

○多田省吾君 それじゃ最後にひとつ伺いた

いんですが、きのう大蔵大臣は大阪で、会社臨時特別税は一年後に撤廃したいというニュアンスのお話をなさっておられますけれども、もち

ろんこの法案には、異常事態が解消したときは一年で廃止することができると付記されております

けれども、二年間の時限立法になっているわけ

です。九月期に多少利潤が低下してもまた来年どうなるかわかりませんし、また石油価格の高騰がこれからあるかもしれない、またいろいろな

物価の、公共料金の値上げもたくさん予定されているような姿もございますので、私はやはり九月の決算どきではなしに、来年一ぱい様子を見たらいいんじゃないか、このように思いますが、大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 会社臨時特別税はこれは法律自体で二年の時限になっており、かつ状況に応じて途中でこれを廃止してもいい、そういうような仕組みになっておるんです。ですから、その法律のとおり考えていったらしかるべきだと、こういうふうに思いますが、とにかく三月期はすくも、五月ごろは会社の計算が明らかになりま

すから、それに対する税の適用の結果がどうなるかというものはつきりしてくるわけですが、かなりこれは税収はあるだろう、こういうふうに見

ております。ただ、九月期になりますと、これはいまの経済情勢からいいますと、会社の収益状態は三月期と比べましてかなり落ち込むであろう、

こういうふうに見ておるんです。そういう状態においてこの税を適用した場合にどういうことになるか、その辺のこともよく見てみなければならぬかと思

います。いずれにいたしましても、三月期、九月期、これはどうしても法律の適用を免れることはできないわけですので、その後の様子を見まして、状況に応じては、法律に定められてありますとおり、この適用を停止するということもあり得る、

こういうことをお答えしているわけです。

○多田省吾君 ですから、私は、九月期の状況だけじゃなくて、また来年の三月の状況も見なければこれは改廃は考えられないんじゃないか、このように思いますが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 来年の三月の状況を見てということになりますと、これはもう来年の上

半期だけでこの税をやめるわけにいきませんから、ですから、この法律の時限立法のその期間を全部を通じて徴税をする、こういうことになる

んです。ですから、来年になったら途中でやめるというわけにはこれはいけません、そういう性格のものでありますので、多田さんのおっしゃることはわかりますけれども、途中で停止するんだと

いうようなことになれば、来年の初めからこれを停止しなければならぬ、こういうことになると思

います。

○辻一彦君 先ほど一時間半ほど質問しましたので、大臣にぜひ聞きたいことがあって、その中で一応お尋ねはしましたが、重複する点があると思

います。第一は、本家がアメリカの下院で、国際開発協会の増資の問題が本会議で否決をされております

が、その背景と、それからその見直し、そういうものをこちらからどう感じておられるか、これひ

とつ伺いたい。

○政府委員(松川道哉君) 背景は、先ほどと若干

重複いたすかもしれませんが、最大の問題は、アメリカの国内的な政治関係の問題があったように聞いております。

それは、クリスマスから春休みにかけてお

る休みが終わったすぐあとの会議で、このようなこ

とが行なわれまして、その間、各議員が、自分の選挙区へ帰って、選挙民からいろいろな話を聞い

てきた。その結果、私どもは非常に理解がむずかしいのでございますが、かえって与党のほうが、

与党議員が出しておる、与党政府をなさるべき法案に対して心理的な抵抗を感じる面が多かつ

た。したがって、先ほど申し上げましたが、与党の票のほうに三分の二以上が反対に回り、野

党のほうに賛否相半ばするというところで、結局は、この法案が銀行通貨委員会では通りながら本会議では否決されてしまったという実情でございます。

もちろんその間、議論の中には、あるいは石油危機があるのにこういったことはもう一回基本から考えなければいけないのではないかと、あるいは提出の総額はどうかやってみたのかとか、あるいはアメリカの国内でも金利が高くて困っておるのに、このような条件はソフトに過ぎるのではないかと、あるいはアジアに援助が集中しておるではないかと、そのような議論が行なわれたようでございます。しかしながら、これが直接票を左右したかというところになりますと、やはりこの本会議の票自体はいろいろな政治的思惑が重な

り合ってそのような結果になったように聞いております。

そこで当時の財務長官のシュルツさんは、この休会明け直後の本会議とはいえ、このような票の結果になったというのに対して非常に驚愕され、直ちにわが国を含めた各国の大蔵大臣に、米

国政府はすみやかにこの議案承認を取りつけるよういろいろな活動を開始しました。そして自分のほうはその議案承認を取りつけることについて確信を持っておりますという書簡を発送いたしました。

その後は今度は上院のほうに回りまして、上院の外交委員会が公聴会を開きまして、三月二十一日にシュルツ財務長官などを招いて公聴会を行ないました。この結果は今月下旬ないし来月上旬に外交委員会で表決に付せられるはずになっております。そしてさらにその後五月中旬ないし下旬に上院の本会議で議決されることが期待できるとい

う情報を得ております。その後、これは一度下院で否決いたしましたことになると思いますが、おそらくそこから下院の手続をもう一度とるとい

うことになると、発効はことしの秋以降になるのではないかと見通しを持っております。

○辻一彦君 いま聞くと、アメリカの担当長官が各国の大蔵大臣に通知をして理解を求めているという

ことですが、大臣、そういう文書が御存じのとおりありますが、これはアメリカの対外経済援助に何か基調的な変化とか、そういうものがあ

ったということはないと思っておりますか。その点はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私が報告を受けております限りにおきましては、対外経済協力政策につきま

すとしての基調的な変化ということではない。いまIDAへの提出につきましては、これは私どもは自信を持っておりますから、どうか御安心をお願いしたいという話をきき聞いております。

○辻一彦君 さっき、わが国のGNPの〇・九三

％の開発途上国への援助額は、はかに恥ずかしいくないという御答弁であつたですね。さっきも事

務当局からその説明を伺いました。しかし問題は、やはり中身であると思うんですね。たとえばひも

つきであるかどうかというアンタイングの割合、それから政府開発援助はどのぐらいの割合である、それからグラントエレメント、いわゆる政

府関係の贈与の比率はどのくらいであるか、この三つを並べてみると、どうもほかに恥ずかしくないような数字には私ならないと思うんですが、ちょっと事務当局のほうからこの数字ですね、アンタイングのわが国のパーセント、それから政

府開発援助のパーセント、グラントエレメントのパーセント、七二年でけつこうですかから簡単にちょっと伺いたい。

○政府委員(松川道義君) 贈与の比率は、七二年度DACの平均が六三・一％に對しまして、日本の場合三二・七％でございます。

次に、公的開発援助全体のグラントエレメントでございますが、DACの平均が八四・一％に對しまして日本の場合六一・一％でございます。その中で借款だけをとりましたグラントエレメントは、DACの平均が五六・九％に對しまして日本は四二・三％でございます。

この借款の条件をさらに分解してみますと、金利はDACの平均が二・八％に對しまして日本が四・〇％。償還期間、据え置き期間はDACの平均が二九・五年、うち七・八年据え置きに對しまして、日本の場合二二・二年、うち六・六年据え置きとなっております。

なお、アンタイの比率でございますが、これは七二年のはまだ私の手元にございませんで、七一年のでございますが、DACの平均が五一・五％アンタイ化されております中で、日本は七一年は一〇・五％でございます。この一〇・五％は、七二年に一四・三％まで上がっておりますが、DACの平均のほうは遺憾ながら私の手元にまだございません。

○辻一彦君 この三つの数字を並べると、なるほど〇・九三％、全体はかなり高い、言われるとおりです。しかし、中身を見ると、援助が受け入れにくいような条件、借りにくいような条件といえますが、中身に私は非常に問題があると思うので、この中身を変えなければ、この〇・九三％はそう誇ることができないと思うんですが、この点についてどうお考えか、またどうされるか、お伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほど私は、今後の対外経済協力はどうあるべきかというお尋ねに對しまして、量のほうはもう大体その水準に達してきておる、これからはその質を問題とするというふ

うにお答えしたんですが、まさにこれは辻さん御指摘のような諸点、そういう点において改善をする必要があると、こういうふうにご意見を述べて、そのほうへ今度は力を入れてみたいと、かように考えております。

○辻一彦君 そこで、具体的に、主要国は、この国連の開発委員会等がきめた水準を、目標額を何年度ごろまでに受け入れるとか、何年に達成するとか、こういうことをいろいろいま考えていると思うんですが、で、わが国のほうも前進はしているというところはわかりませんが、たとえばこのアンタイのほうをどういう割合で高めていくと考えるおられるのか、あるいはこのグラントエレメントの比率をいつごろまでにどの程度高めようとしているのか、こういうふうにおよその方向といえますか、めどについて掲げてしかるべきだと思いますが、この点いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのめどを、質的改善のいわゆる個々の諸問題につきましてめどといふわけにはまだなかなかないんですが、特にいま御指摘のタイド、アンタイの問題といふことになりましたと、ただいまわが国は国際収支、非常にこれは窮屈なまっ最中でございまして、こういう際に、そう支障のないことであれば、いままでアンタイドであつたものをタイドに直すという、臨時的にはあります、そういうことまでもしなれば、どうも国際収支に對処できないのじゃないかと考えるぐらいであります、いますぐ目標といふことはなかなかむずかしいでございますが、そういう問題はいままでの経済政策、特に一昨年度までの一〇％をこえる高度成長をしてきたそのときの調子でいいかないんです。これからたまたまの非常に混乱した物価をどういうふうにおさめるか、それから石油がもたらした国際社会の経済変動がどういうふうにおさまるか、そういうものを総合的に見ましてわが国の今後の財政のスケールを展望しなけりやならぬ、そういう展望がいま非常に立ちにくい時期であります。もう少し時間を置いていただきまして、いま辻さ

んの御指摘のような精細なことはできませんけれども、大づかみな方向、そういうものも考えてみなきゃならぬと、かように思います。

○辻一彦君 一部のニュース等を見ると、このアンタイのかなり進んだ方針を転換したんじゃないかと、こういうふうにいわれておりますが、先ほどから若干私はいわれておりましたが、いろいろのつながりから、一時的にはそういう方向はあつたとしても、基調としてはアンタイ強化を向上させていくと、この基本は変わりはないし、拡大していくということと間違ひありませんか。

は大きな批判を受けた中身は、いま言ったこの三つの問題がやはりおくれいている点があるんではないか、こう思われますね。そういう意味で、これをひとつぜひ努力をして引き上げてもらつて、私、この東南アジア、中近東のそういう方々の期待にぜひ早くこたえていただきたいと、こう思うんですが、その決意のほどをもう一度お伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりと考えております。

○辻一彦君 それからもう一つ、政府開発援助です、これはこの数字によりまして、七二年四十七年は〇・二一％、それから四十八年は〇・二四％と、若干上がつてはおります。しかし、〇・七％を早急に実現しようというので、幾つかの国は、この目標を数年後に達成するという、その目標を受諾しているというんですが、わが国は、この目標をまだ避けておるようでありまして、これについて幾つかの国がはつきりとめどをつけている、その中で、この数字について段階的にめどをつけられるような考え方はありませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) その点は、〇・七％という国際会議の一つの提案があつた際に、わが国がどういうふうに応答するか、その辺の議論が議論をいたしましたとして、それでわが国の代表のその場における発言としては、あるいはさしあたり日本といつたしましては〇・三五ぐらいを言うことにしようかと、いろいろ議論があつたわけでありまして、どうも〇・七％というのに直接飛びつけようもないのであります。そこで、やはり中間段階の目標を設定いたしました、それに向かつて努力するというのが現実的な考え方じゃないかと、かように思いますが、そういうしたいと思つております。

○辻一彦君 わが国の経済援助が量では努力をしてながら、やはり東南アジア等である意味において

○国務大臣(福田赳夫君) 私どもが見ておる限りにおきましては、発展途上国でわが日本に期待をするというその最大のものはやはり量の問題です。条件はどうでもいいと言ひませんけれども、多少条件において希望どおりいかぬでも、とにかく量は確保せしめようというのが、先方の要望である、こういうふうにご理解しております。それで量のほうはかなりのところまでとにかくそれでいったんです。ですから、量の問題よりは、それは切実な問題といふふうには考えませんけれども、やはり援助、協力をする以上は、その質の面でもこれを改善する、これこそほんとうの経済協力である、私はこういうふうにご理解しておりますので、その質の問題の改善につきましては、これから時間がかかりますけれども、鋭意努力をする、かように御理解いただきたいと思ひます。

○辻一彦君 さつき質疑の中で、ことし一月の田中総理、それから昨秋の三木副総理、小坂特使、中曽根通産大臣、これらが中近東なり東南アジアを歴訪されて約束されたのは、イラクの十億ドルを除いて二千億ドル、それからもしイラクのそれを入れれば約五千億ドルにあがるというかなり大きな額になります。ところが、国際収支は、先ほどから議論しておりましたが、赤字の方向にあるし、この基調はかなり強いんじゃないか、そうなりますと、そう簡単ではないと思ひますが、こういう約束をした援助額、協力額はぜひ実現する必要がありますと思ひますが、財政当局としてこれをひとつ実現さす決意のほどがあるかどうか、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 三特使が行かれる、また総理が行かれる、そしていろいろ約束をする、

そして事前に相談して行つたんですが、大蔵当局としては、まあ全体の気分とするとずいぶん重い気持ちだったわけです。つまり国際収支の問題があるからであります。しかし、とにかく石油は非常に大事な問題である。特にあのときの環境、あのころの環境ですね、これは石油石油で、もう石油で夜も日もというような時期であつたわけでありました。そこで、いろいろの約束が行なわれた。しかし、約束をいたした以上、この約束を履行する、これは国の信用にかかわる問題でありますので、これは万難を排してこの約束は完全に履行する、そういう決意でございます。

○辻一彦君 ちよつと私、時間を五分ほど思い違いをしておりまして、これで終わりますが、わが国のインフレと物価高で資材が非常に高くなつてきている、そこで、援助、協力を約束しましても、実際として資材がどんどん上がると、予定したプロジェクトが実現できないということが起こり得ると思ふんですね。

そこで、さつき例を引きましたが、たいへん小さな例でも、スリランカに漁船の九千五百万ドルを無償供与を約束した。しかし、ことしの三月に六千万ドルこれをふやして、ようやく約束を果たしたというんですが、これは六三%余分に要るわけですね。おそらくこういうことがいろんなところで起こると思ふんですが、約束した以上、この実現をはかるには、資材等が高騰すれば、それにスライドした援助額の増額等を考えないと約束を果たせないと思ひますが、こういう道をとられるのか、あるいはプロジェクトの規模を縮小して、きめた金額で押えようとするのか、そこらはいろんな道があると思ふんですが、どうお考えになつておられるか、これをお伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) まあわが国の国際収支の状態さえよければ、これはスライドというのか、そういう考え方をとりたいところでございます。けれども、御承知のような状態でありまゝです。まあ原則はどつちでいくかと、こう言われると、約束した金額だと、こういうことになるかと思

います。したがって、それだけ規模は縮小されるということになることもやむを得ない。ただ、それは原則であります。ケース・バイ・ケースです。スリランカの問題はこういう手当てをした、またどこそこの問題はあつて手当てをした、こういう問題も出てくるわけでありまして、そのケース・バイ・ケースによって妥当な措置も講ずることもある、こういうふうな御理解願います。

○辻一彦君 これで終わります。

それは、約束したプロジェクトの中途はんばなことになる可能性が私非常に強いと思うのですが、これは、ケース・バイ・ケースでも、これを拡大して、約束したプロジェクトがぜひ実現するように方向をひとつ固めていただきたい、こう思ひます。

最後に、これで終わりますが、第二世銀のこういう長期、無利子、しかも手数料が非常に安い、こういうものはこれからとも拡大する必要が非常にあると思ふのですが、わが国として、国際会議等で、今後、この拡大へのイニシアチブをとらえる考えがあるかどうか。この一点を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) それは機関によりけりだと思ふのです。たとえば一番わが国が重要な役割を演じておりますアジア開発銀行、これなんかはまさにわが国がリードをとるべきである、こういうふうな考えますが、第二世銀あるいは第一世銀、そういうものになりますと、日本ばかりじゃありませんから、主要の国と相談して、そして主要国と相協力しながら進めるべきものは進める、また、抑制すべきものは抑制する、そういうことだらうと思ひます。アジア開銀につきましても、これは、わが日本、特別な立場でありますから、これはもう積極的な役割を演じる、こういうふうにしなさいと思ひます。

それから、委員長よろしうございませう。か、——あした出発いたします、ただいまの第七回アジア開発銀行の総会に出席してまいります。滞在三日でございます。たいへん、国会御多

用中でございますが、大事な会議でありますので、ぜひお許しを願ひたい、かように存じます。

○委員長(土屋義彦君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として加藤進君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(土屋義彦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法案(衆)

一、所得税法の一部を改正する法律案(衆)

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法律案

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法律

1 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をい

い、非居住者(同項第五号に規定する非居住者をいう。)のうち、昭和四十八年分の所得税につ

き同法第三編第二章第二節の規定の適用を受け

るものを含む。以下同じ。)については、その者

の昭和四十八年分の所得税額(同法第二編第三章第一節又は第六十五条の規定による所得税

の額をいう。以下同じ。)から三万円を控除する。

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税

総所得金額(所得税法第八十九条第二項に規定

する課税総所得金額をいう。)に係る所得税額、

課税山林所得金額(同項に規定する課税山林所

得金額をいう。)に係る所得税額又は課税退職所

得金額(同項に規定する課税退職所得金額をい

う。)に係る所得税額から順次控除する。この場

合において、当該控除をすべき金額が昭和四十

八年分の所得税額を超えるときは、当該控除を

すべき金額は、当該所得税額に相当する金額と

する。

3 居住者の昭和四十八年分の所得税についての

所得税法の規定の適用については、同法第二百

十条第一項各号列記以外の部分中「の額をこえ

るときは」とあるのは「の額と昭和四十八年分

の所得税の臨時特例に関する法律(昭和四十九

年法律第 号)本則第一項(税額の特例)

の規定による控除をすべき額との合計額を超える

ときは」と、同項第三号中「第三章(税額の計

算)」とあるのは「第三章(税額の計算)並びに

昭和四十八年分の所得税の臨時特例に関する法

律本則第一項及び第二項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(年末調整適用者に対する還付)

第二条 昭和四十八年中に支払うべき給与等(所得税法第八十三条第一項に規定する給与等をいう。)につき同法第九十条の規定の適用を受けた同条の居住者(以下「年末調整適用者」という。)に対しては、当該給与等で最後に支払を受けたものの(以下「最後の給与等」という。)に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一月以内に、最後の給与等の支払をした者を経由して、三万円(年末調整適用者の同法第九十条第二号に掲げる税額が三万円に満たない場合には、当該税額に相当する金額)を還付する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定による還付金については、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還付加算金は付さない。

4 年末調整適用者の昭和四十八年分の所得税についての所得税法の規定の適用については、同法第二百二十条第一項第五号中「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とあるのは、「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(当該所得税の額から三万円(年末調整適用者の第九十条第二号(給与所得者の年税額)に掲げる税額が三万円に満たない場合には、当該税額に相当する金額)を控除した金額)」とする。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和四十八年分の所得税につき所得税法第二百二十五条から第二百二十七条まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定

に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第五十九条第二項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するとき、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込みは、約五千二百五十億円である。

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を次のように改める。
五 給与所得を有する者で通勤するものの受ける給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によ

るものに相当する部分として政令で定めるものの

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 給与所得を有する者の受ける給与のうち、夜勤手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十八条(夜勤手当)に規定する夜勤手当をいう。)及びこれに類する給与で政令で定めるもの(それらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりを超え、給与額として計算した額の百分の二十五を超える場合においては、その超える額の合計額に相当する部分を除く。)

第九条第一項第十一号を次のように改める。
十一 削除
第九条第一項第十三号から第十六号までを次のように改める。
第十三から第十六まで 削除
第九条第二項第三号から第七号までを削る。
第十三条第二項ただし書中「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加える。
第二十四条第二項中(第九条第一項第十一号イ又はロ(有価証券の継続的取引等に係る所得))を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの
二 相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所有者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

第二十五条第三項中「第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定するこれらの金額の計算の方法その他同項」を削る。
第三十三条の次に次の二条を加える。
(譲渡所得の金額とみなす金額)
第三十三条の二 次に掲げる金額は、この法律の

規定の適用については、前条第三項に規定する譲渡所得の金額とみなす。

一 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額(オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち第九条第一項第十二号(オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る非課税所得)に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 法人の法人税法第二十四条(定義)に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二十六条に規定する資本等の金額(以下この条において「資本等の金額」という。)のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この条において同じ。)に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

三 内国法人(法人税法第二十六条に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の株主等がその内国法人の解散により剰余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

四 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資

産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該株式の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

2 前項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額及び譲渡所得の金額とみなす金額の計算方法)

第三十三条の三 前条第一項第一号に規定する金額又は同項第二号及び第三号に規定する金額若しくは金銭以外の資産の支払又は交付が二回以上になつて行なわれた場合における第二十五条第一項(配当等の額とみなす金額)に規定する超える部分の金額及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる超える部分の金額の計算の方法に必要事項は、政令で定める。

第七十七條の次に次の一条を加える。

(労働組合費控除)
第七十七條の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合には、その支出した金額を、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十八條の二(職員団体)の規定に基づく国家公務員の団体又は地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第五十二条(職員団体)の規定に基づく地方公務員の団体(以下「労働組合等」という。)に対して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除という。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(寒冷地控除)

第七十八條の二 居住者が、各年において、政令

第五部 大蔵委員会会議録第十六号 昭和四十九年四月二十三日【参議院】

で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの(以下「寒冷地」という。)に居住している場合には、寒冷地に居住することに基因して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域にかつ、居住者が世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数のその他の事項に応じ政令で定める金額を、その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を、その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。

第八十七條第一項中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「寒冷地控除」を加える。

第九十二条から第九十四条までを次のように改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八條第一項第一号中「及び第九十二条(配当控除)」を削り、同条第三項中「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「損害保険料」

の下に「労働組合費」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に関する規定の適用については、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない計算対象世帯員に係る第七十八條の二第二項(寒冷地控除)の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八條第四項第三号中「前二号」を「前三号」に、「又はその計算対象世帯員が支払い若しくは支出した前号」を「その計算対象世帯員が支払い若しくは支出した第二号」に改め、「損害保険料」の下に「労働組合費」を、「特定寄付金」の下に「又は控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当しない計算対象世帯員に係る前号に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「又は寄付金控除」を「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第一百一条中「第九十八條第一項第一号(計算対象世帯員がある場合の税額の計算)に規定する計算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税額の計算並びにこれらの規定」を「並びに同項並びに第九十八條第一項及び第二項(計算対象世帯員がある場合の税額の計算)の規定」に改める。

第二百二十條第一項各号列記以外の部分中「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額表)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは」を「場合には」に改め、同条第三項第一号中「又は寄付金控除」を

「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第二百一十一條第二号ロ中「損害保険料控除の額」の下に「労働組合費控除の額、寒冷地控除の額」を加える。

第九十條第二号ニをへとし、ハをホとし、同号ロ中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に、「支払を」を「支払等を」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ その年中に支出した第七十七條の二第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除等申告書に記載され、かつ、第九十六條第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十七條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第七十八條の二第二項又は第二項(寒冷地控除)に規定する金額(その居住者がその年において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第九十六條の二第二項(寒冷地控除を受けることができることを証する書類の提出等)に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。)につき第七十八條の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第九十六條の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「又は損害保険料」を「損害保険料又は労働組合費」に、「主たる給与等の支払者」を「主たる給与等の支払者、次条第一項において同じ」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 その年中に支出した第七十七條の二第二項(労働組合費)に規定する労働組合費の金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第九十六條第二項中「又は損害保険料の金額」を「若しくは損害保険料の金額又は同条第三号の

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項（新法第百六十八条において準用する場合を含む。）の新法

規定による還付金について国

条第二項に規定する還付加算金を計算するとき

はその計算の基礎となる同項の期間に旅行

目からその還付のための支払決定をする目又

その還付金に（き）同法第五十七條第一項の規定

による充当（以下「充当」という）をする日（同

日前に充立をするのに適することとなつた日か

ある場合には、その適することとなつた巨

での期間とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第二項後段及び第八條の四第一項

後段を削る。

第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控

除の額」及び「及び税額等」を削る。

第八條の六を削る。

第二十八條の六第四項第三号中「第九十二條

及び」を削り、「同法第九十二条第一項中「前第

〔税率〕とあるのは「前節（税率）及び租税特

別措置法第二十八條の六第一項（土地の譲渡等）

に係る事業所得等の課税の特例」と、一課税総

所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租

税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する

土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」

と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得

税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得

税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所

得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五

条」を「同条」に改める。

第三十一条第三項第三号中「第九十二条及び

を削り、「同法第九十二条第一項中「前節（税率）」

とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法

第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特

例」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税

10

1

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 京都府船井郡瑞穂町字水原 谷垣正男外九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二四三三号 昭和四十九年三月十六日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県吉敷郡阿知須町二、一二七藤重正夫外九名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二一九三三号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県宇部市厚南区新開作東 藤田賢外九名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二一九四四号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町大字協和五、二二八ノ一望月町農事放送農業協同組合長 五味協志外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二一九五五号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 富山県新津町二ノ二富山県農業協同組合中央会会長 吉田実外三十九名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二一九六六号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（六通）

請願者 福島県相馬郡小高町女場 草野太外五十九名

紹介議員 棚辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二一九七七号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県大津郡日置村日置農業協同組合長 阿波正雄外十一名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十九年三月十八日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（七通）

請願者 東京都八王子市川口町九〇八 浜中元二外八十四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二三〇三三号 昭和四十九年三月十九日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町長門町長 小林茂夫外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二三〇四四号 昭和四十九年三月十九日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県阿武郡阿東町大字地福上

一、八八六ノ一地福農業協同組合長 山根保外十名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二三二八号 昭和四十九年三月十九日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（七通）

請願者 鳥取市吉成五一〇美保農業協同組合長 森本通度外六十六名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二三二九九号 昭和四十九年三月十九日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（二通）

請願者 山口県下関市綾羅木町七〇〇 森永和一外二十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二三七二二号 昭和四十九年三月二十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県新南陽市大字坪二四七和田農業協同組合長 松田忠利外九名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二四一一号 昭和四十九年三月二十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口御代田町有線放送農業協同組合長 大井種雄外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二四一八号 昭和四十九年三月二十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 山口県長門市俵山俵山農業協同組合長 山本茂外十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二四三三三号 昭和四十九年三月二十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（二通）

請願者 山口県小野田市第二日出町高千帆農業協同組合内 村田勇駒外三十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は三月二十九日）
一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

（昭和三十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、千三百十四億七千二百万円（千三百億四千二百万円）の範囲内において出資することができる。

附 則

四月二十三日【参議院】

紹介議員 星野 重次君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二六七一号 昭和四十九年三月二十五日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（十二通）
請願者 愛媛県北宇和郡松野町松丸松野町
長 岡田倉太郎外百四十九名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二六七二号 昭和四十九年三月二十五日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（十一通）
請願者 愛媛県伊予市中村三八八 岡本要
外百二十名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二六七三号 昭和四十九年三月二十五日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（二通）
請願者 山口県玖珂郡由宇町七、九七五
村井治雄外二十名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二六七四号 昭和四十九年三月二十五日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 島根県簸川郡佐田町大字一窪田
一、一九七 三島雄太郎外十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二七二七号 昭和四十九年三月二十六日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県大島郡大島町大字西屋代
一、六二四ノ一 大島町有線放送電
話共同施設協会内 松永操外十名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二七六四号 昭和四十九年三月二十七日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩
二、一九七 片桐正外六十四名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二七六五号 昭和四十九年三月二十七日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県小県郡和田村二、四八五ノ
一 和田村長 長井亮吉外十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二七六六号 昭和四十九年三月二十七日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 新潟市赤塚二、二四五 原田平外
九名
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二七八五号 昭和四十九年三月二十七日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（二通）
請願者 山口県阿武郡須佐町大字須佐五、
〇一八ノ一 阿北農業協同組合長
小河貞則外二十一名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二八六五号 昭和四十九年三月二十八日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県小県郡九子町大字九子三二
五九子町農事放送農業協同組合長
中村房一外十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二八八一号 昭和四十九年三月二十八日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県柳井市日積五、二五八 池
本順輔外十名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二八九八号 昭和四十九年三月二十八日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口市嘉川四、五二六川西有線放
送電話共同施設協会内 本永正夫
外十名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（第二九六〇号）（第二九六一号）（第二九六二号）（第三〇〇一号）（第三〇八一号）
一、農用地区内の山林原野の農家相統・贈与に伴う課税の適正化に関する請願（第三二〇一号）

第二九六〇号 昭和四十九年三月二十九日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 山口県岩国市大字多田一、二七七
岩国西農業協同組合長 中井延外
十名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二九六一号 昭和四十九年三月二十九日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田
三、二二三立科町農業協同組合長
上原正三外十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第二九六二号 昭和四十九年三月二十九日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（七通）
請願者 秋田県南秋田郡井川村北川尻字中
村四七 伊藤貞二郎外七十一名
紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三〇〇一号 昭和四十九年三月三十日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県佐久市大字塚原八〇一ノ一
中佐都農業協同組合長 上原敏二
郎外十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。
第三〇八一号 昭和四十九年四月一日受理
有線放送電話の税制の特別措置に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町白田町長

丸山佐市外十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三二〇一号 昭和四十九年四月四日受理

農用地区域内の山林原野の農家相続・贈与に伴う課税の適正化を図るよう、次の事項について緊急格段の配慮をされたい。

請願者 北海道勇払郡早来町早来町長 磯部義光

紹介議員 河口 陽一君

農用地区域内の山林原野の農家相続・贈与に伴う課税の適正化を図るよう、次の事項について緊急格段の配慮をされたい。

一、優良農地の保全確保のため、土地利用の関連で相続税・贈与税における農地等土地の評価方法を抜本的に再検討すること。

二、農業経営の後継者が、農業用資産を一括して相続し農業経営に専従する場合、農業の特殊性にかんがみ相続税の計算上後継者制度を創設すること。

三、特に土地の買い占め、市街化周辺(実際に休閑農地等の評価適用地域)等の地域で農業振興地域の農用地区域内の山林原野についても農地等の一括生前贈与の特例の対象にすること。

理由

本町においては、第三期北海道総合開発計画の支柱である苫小牧東部大規模工業基地開発計画の推進を図っているが、土地の投機的買い占め、農用地の壊廃など農業と他産業との間で土地利用の競合が見られ、土地問題の根本的な解決が迫られている。特に本町では、近代的農業経営を確立し農業の振興を図るため、農用地規模の拡大に伴う山林原野の農用地確保することが緊急な課題となつてい

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、入場税撤廃等に関する請願(第三三六七号)(第三三六八号)(第三三六九号)(第三三七〇号)(第三三七一号)(第三三七二号)(第三三七三号)(第三三七四号)(第三三七五号)(第三三七六号)(第三三七七号)(第三三七八号)(第三三七九号)(第三三八〇号)(第三三八一号)(第三三八二号)(第三三八三号)(第三三八四号)(第三三八五号)(第三三八六号)(第三三八七号)(第三三八八号)(第三三八九号)(第三三九〇号)(第三三九一号)(第三三九二号)(第三三九三号)(第三三九四号)(第三三九五号)(第三三九六号)(第三三九七号)(第三三九八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)

第三三六七号 昭和四十九年四月八日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 熊本県八代市川田町東一九六 中本百合子外二千四百五十名

紹介議員 高田 浩運君

入場税の撤廃を図られたい。なお、撤廃するまでは免税点の大幅引上げ、子供に対する非課税措置等を速やかに講ぜられたい。

理由

入場税は、昭和十三年に支那事変特別税法として、戦費調達のために設けられたものが、そのまゝ存続して昭和二十三年地方税に委譲、昭和二十九年には再び国税に移し、その収入額を人口あん分に

よつて都道府県に譲与することになつて現在に至つており、施行時の昭和十三年の十パーセントから漸次上昇線をたどり、昭和二十三年には百五十パーセントという高率となり、後は、漸時下降し昭和三十七年には一率十パーセントとなり、この時点で美術展覧会は免税となつた。現税率は文化国家を標ぼうする前向きな姿勢から五パーセントになつてい

第三三六八号 昭和四十九年四月八日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 広島市己斐上四ノ一、二〇三ノ一 福田恒代外三千四百五十三名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三六九号 昭和四十九年四月八日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北海道室蘭市日の出町二ノ二二ノ六 中村百合子外七百三十五名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三七〇号 昭和四十九年四月八日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町山田庄 朝倉和子外四百七十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三七一号 昭和四十九年四月八日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡田平町小手田免 一、一二八 嘉松寿枝外四千七十

五名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三三九九号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 群馬県多野郡吉井町三七ノ一 鈴木雄外二百七十七名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨蔭倉町四二 藤本美和子外三百十三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡市東区香住ヶ丘四ノ一三 松西俊英外六千八百四十八名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町日の里二ノ二 一ノ一三 小田昭人外四千三十三名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡田平町小手田免 一、一二八 嘉松寿枝外四千七十

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北海道旭川市神居四条五丁目 穂元たか外二百八十三名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇四号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岡山市さくら住座五ノ一七 中元輝夫外千九百五十九名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇五号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡市南区大楠三ノ一二ノ三〇 高橋正彦外七千九百一名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇六号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 大分市宇賀野寺尾方 猪野又庄一外一万百三十九名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町四ノ二六ノ八 樋口幸子外千五百八十八名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 静岡県伊東市玖須美元和田七二七ノ二九一 佐藤徳子外五千八十五名

紹介議員 齊藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 高知市弥生町五ノ二二 見崎幸也外九千四百九十名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一〇号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 熊本市健軍町二、六一ノ七四 西美知子外四千六名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一一号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 群馬県高崎市飯塚町一、二五四ノ二 菊地雪子外四百八十名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北海道小樽市住ノ江一ノ七ノ一六 清沼寮内 長沢喜久子外三百八十一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 長崎市千歳町二ノ三 伊藤優子外五千二百二十名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一四号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 奈良市鶴舞東町一ノ四一ノ一〇六 浅岡寿子外千三百八十一名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一五号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市藤原町五ノ一五 横田イサエ外三千八百八十六名

紹介議員 初村 龍一郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一六号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 京都市下京区梅小路西中町一五 山下民恵外四百三十四名

紹介議員 林田 悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一七号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月が丘三ノ二二ノ一 大村公一外三百三十名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一八号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市曙町松並一〇一 笠和子外三千三百三十一名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四一九号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市木戸町五五二 河合昭三外九百五十七名

紹介議員 山本 敬三郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二〇号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町五ノ一三ノ二三 手塚正外二千三百三十八名

紹介議員 安井 謙君 木島 則夫君 松下 正寿君 大松 博文君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二一号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡市西区室住団地二〇ノ五〇九 西村利男外六千八百九十名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 群馬県高崎市飯玉町一、五七一

紹介議員 細見正弘外九百二十九名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町九三〇 平柳

紹介議員 喜和子外四百三十九名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二四号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 東京都中野区本町六ノ一六ノ二

紹介議員 久松保夫外三百五十八名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二五号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北九州市八幡区大蔵一ノ七ノ一三

紹介議員 田中辰子外三千二百七十三名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二六号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 川崎市高津区明津一七 秋元サチ

紹介議員 子外二百九十七名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二七号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡山北町山北二、

紹介議員 一三五 磯崎友和外千八百六十九

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二八号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北海道函館市堀川町三一ノ一四

紹介議員 近藤信子外千八百六十九名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四二九号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 大分市東春日町二ノ一五 広崎弘

紹介議員 一外四千八百九十五名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三〇号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡市西区荒江団地一五ノ二〇二

紹介議員 宇野真次外一万千二百二十四名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 北海道釧路市北大通一一ノ一

紹介議員 佐々木政治外千三名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 川崎市中原区新丸子町七二七 山

紹介議員 田姜子外三千四百四十三名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三四号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岐阜市岩田四八〇 横山さた子外

紹介議員 四千三百八名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三五号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岐阜県山県郡高富町大桑 玉井孝

紹介議員 夫外千三百四十五名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三七号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 広島市紙園町南下安九五谷川方

紹介議員 知誠真作外八百七十七名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三八号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 静岡県三島市東町九ノ二七 三枝

紹介議員 桂子外八千三百六十五名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四三九号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 広島県福山市瀬戸町一、九九八

紹介議員 青山キミヨ外二千九百二十六名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四〇号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 鳥取市吉方温泉二ノ六三七 中島

紹介議員 靖代外百九十九名

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 新潟市関屋田町三ノ四二二 木口孝子外二千六百六十名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 愛知県豊田市トヨタ町一〇 林幸子外千八百八十四名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四四号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市小松町四一 森田妙子外三千九百十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四五号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市泉町一五ノ一六 綿貫はつみ外四千六百八十一名

紹介議員 村尾 重雄君 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四四六号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 京都市東山区山科東野井ノ上町五

昭和四十九年五月四日印刷

二ノ一二六 小田信一外四千七百六十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願は、第三三六七号と同じである。

第三四四七号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市新立岩九ノ四四 小原直美外七千四百六十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四八一号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 岡山市新保五三九 丹波照子外五百十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四八二号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘一ノ九ノA一九ノ一〇二 丸本頼子外三千七百六十六名

紹介議員 白木義一郎君 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四八三号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 広島市牛田本町六ノ二ノ六ノ三〇 四 上原治夫外千七百九十八名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四九〇号 昭和四十九年四月九日受理

昭和四十九年五月七日発行

入場税撤廃等に関する請願

請願者 鳥取市元魚町四ノ三二〇 福田静恵外八百八十二名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第三四九一号 昭和四十九年四月九日受理

入場税撤廃等に関する請願

請願者 名古屋市中区小幡小六八 三浦悦夫外百三十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三三六七号と同じである。

第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正

ハ 四 三 竹田四郎君 竹田四郎君

三 一 終わり 建記 建設

四 六 いうよう いうよう

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 二 五 味意 意味

三 一 引は は

四 二 引き締め 引き締め

六 四 終わり マネーサフライイト マネーサフライ

七 一 二 佐々木君 佐々木直君

三 二 三 議点で申し論 議論

三 二 四 いう上げ いう点で申し上げ

三 二 五 室業 業業

三 二 六 なんと なんと

三 二 七 ながめた ながめた

三 二 八 帰省 帰省

三 二 九 売き行き 売れ行き

三 二 一〇 終わり リフレッシュン

三 二 一〇 なくって なくって

三 二 一〇 なくって なくって

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局